

衆議院 地方行政委員會議録 第十六号

昭和六十年六月四日(火曜日)

午前十時二分開議

出席委員

- 委員長 高鳥 修君
- 理事 愛知 和男君
- 理事 白井日出男君
- 理事 加藤 万吉君
- 理事 柴田 弘君
- 理事 伊藤 公介君
- 理事 工藤 巖君
- 理事 坂本三十次君
- 理事 長谷川 峻君
- 理事 松田 九郎君
- 理事 小川 省吾君
- 理事 浜西 鉄雄君
- 理事 山下八洲夫君
- 理事 宮崎 角治君
- 理事 藤原哲太郎君
- 出席國務大臣 自 治 大 臣 古 屋 亨 君
- 國家公安委員會 委員 長 古 屋 亨 君
- 出席政府委員 警察庁長官官房 長 鈴木 良一君
- 自治大臣官房長 津田 正君
- 自治省行政局公 務員部長 中島 忠能君
- 自治省財政局長 花岡 圭三君
- 自治省税務局長 矢野浩一郎君

委員外の出席者

- 人事院事務総局 給与局給与第一 課長 丹羽清之助君
- 総務庁恩給局恩 給問題審議室長 鳥山 郁男君

第一類第二号

地方行政委員會議録第十六号

昭和六十年六月四日

大蔵省主税局税 制第一課長 濱本 英輔君

文部大臣官房福 利課長 岡林 隆君

文部省初等中等 教育局特殊教育 課長 山田 勝兵君

文部省教育助成 局財務課長 菘谷 利夫君

文部省体育局学 校保健課長 下宮 進君

厚生大臣官房政 策課長 末次 彬君

厚生省保険局国 民健康保険課長 近藤純五郎君

厚生省年金局年 金課長 山口 剛彦君

自治省行政局公 務員部福利課長 松本 英昭君

地方行政委員会 調査室長 島村 幸雄君

委員の異動

六月四日

辞任

大村 襄治君

五十嵐広三君

同日

辞任

瓦 力君

浜西 鉄雄君

六月三日

重度障害者の固定資産税非課税に関する請願

(奥田敬和君紹介)(第五〇六八号)

同(草野威君紹介)(第五〇六九号)

同(橋本龍太郎君紹介)(第五〇七〇号)

補欠選任

瓦 力君

浜西 鉄雄君

同日

補欠選任

大村 襄治君

五十嵐広三君

本日の会議に付した案件

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済 組合法の年金の額の設定等に関する法律等の一 部を改正する法律案(内閣提出第六九号)

地方公務員災害補償法等の一部を改正する法律 案(内閣提出第七一号)(参議院送付)

○高鳥委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、昭和四十二年度以後における地方公 務員等共済組合法の年金の額の設定等に関する法 律等の一部を改正する法律案を議題といたしま す。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し ます。山下八洲夫君。

○山下(八)委員 たいま提案のございましたス ライド法案につきまして、数点の確認をとりなが らの質問をさせていただきます。特

に、何か近い将来、共済年金を初めとします年金 の大改正の法案が政府から提出されるようござい ますが、提出されておられませんので、その辺に 踏み込まないような質問で確認をとらせていただ きたいと思ひます。

まず最初に、地公共済の年金財政について簡潔 に一、二点お尋ねしたいと思ひます。

昭和五十九年十二月に財政再計算が行われ、掛 金等の財源率が大幅に引き上げられ、組合員の負 担が大変増大されたが、この最大の原因は何なの か。また、組合員の負担が急激に過重にならない ようにするために、現行の五年ごとの再計算を、 例えは四年とか三年とか、そのように短縮して見 直しをすることの方がいいのではないかと、また、 そのような時期にも来ていないか、その ように思うわけです。

特に引き上げの要因等につきまして、例えは平 均余命が延びて年金費用が増大したとか、あるいは 将来年金給付に必要な積立金の不足、例え ば給与改定、年金改定、修正率等に生じた不足財 源等々いろいろ引き上げの要因が言われており ます。特に私なんかは、平均余命が確かに延びて 今日高齢化社会になりつつあることは認めますけ れども、もっとも大きなサイクルで考えた り、また、私が体験的、科学的な判断をしますと、 私は田舎に住んでおりますので、田舎に住んでお りますと、百メートル先、近所へ行きますのも歩 くのではなく自動車で行ったりしますから、本当 に平均余命がどんどん将来は延びていくのかとい うことを考えますと、必ずしも今厚生省で一生懸 命推計をしてやっていると、必ずしも余命の延び方 は、今申し上げましたこの要因はすべてそのよう なことに当たらないのではないかと、ですから、私 は、この掛金等の引き上げについての理由を若干 お聞かせいただきたいと思ひます。

○中島(忠)政府委員 財源率の再計算によりまし て、組合員の掛金というのが昨年の十二月から相 当上がりました。その上がった理由は何かという お尋ねでございますが、先生先ほどお話しになり ましたように、その原因は二つあるだろうという ふうに思ひます。

一つは、平均余命が長くなる。そのことに伴って年金に要する費用というのが従来より増大しつつあるというのが現在の状況だろうというふうに思います。それが第一点でございます。

もう一つは何かと申しますと、給与改定が毎年行われる。給与改定が行われるということは現在の公務員の給与が上がる。そのことは、その人たちがやめたときに年金額がそれだけ高くなるということの意味するとともに、現在年金を受けている方もそれだけ年金が改定されることになり、それから、やはり年金に要する経費がふえてまいります。

それともう一つは、先生今少しお話しになりましたけれども、財源率再計算というのを行います。場合に平準保険料方式というので計算をいたしますけれども、その結果出てきた保険料というのに対して今まで八〇%の修正率を掛けております。そのことは何を意味するかといいますが、積立金がそれだけ不足しておるといいますと、積立金から、昨年の十二月の財源率再計算におきましても、その不足いたします積立金というものを補てんする財源率というものを加味して財源率を再計算しなければならぬ、そういう結果になっております。

したがって、いろいろな見方というのがある先生のおっしゃるようこれから将来のことについてはあるだろうと思ひますし、いずれが当たるかということもまた確たることを申し上げにくいわけでございますけれども、少なくとも、昨年の十二月の財源率再計算の結果財源率が相当上がった、そのこの原因は何かというふうには先生がお尋ねになられたことに対しては、今申し上げた理由で私たちは御答弁申し上げる以外にないというふうに思ひます。

それから、五年に一回の財源率再計算というのを、三年とか四年というふうな刻んでやったら上げ幅も少なくなるのじゃないかというお話でございます。そういう考え方もあるのかと思ひますが、現在法律で五年に一回ということになってお

りますのでそういうことをさせていたただいておるわけでございますけれども、先生の今のお話は、一つの御提言として私たちも承らしていただきたいというふうに思ひます。

○山下(八)委員 今修正率を掛けているというふうなお話があったわけですが、確かに今回も、本来必要とされる保険料率を修正率を掛けて八〇%に落とし財源率を制定しているわけでございますが、その不足分が結局は後代負担の増大をだんだん招いていく結果になるのではないかと。この危険性を避けるためにどのように対処すればいいのかわかりませんが、せめて公的負担金の引き上げの処置が必要ではないかと思ひます。厚生年金から比べますと、特にこの共済につきましても、公的負担を引き上げてもバランス的に考えてもいいのではないかと、そのように考えるわけでございますが、その辺はいかがでしょうか。

○中島(忠)政府委員 公的負担の割合につきましては、従来からいろいろな議論もございましたし、私たちがその都度御説明をさせていただいております。地方公務員の場合には公的負担が一五・八五%だ、厚生年金の場合には二〇%だということではあるではないかというお話は従来から承っておりますけれども、そういう見方に基づきまして公的負担を引き上げるべきであるという議論もございまして。

ただ、先生もよく御存じのように、公務員の共済年金の額と厚生年金の額というのは、現在のところ一人当たりいたしますと、若干まだ公務員の方が高くなっております。現実には年金を受けておる人に対して公的負担が一人当たり幾らになっていくかというサイドから計算いたしますと、現在でもなお地方公務員共済の場合の方が厚生年金の場合よりも公的負担の額は多くなっております。したがって、一五・八五と二〇というサイドからの議論と、現実には年金を受けている人たちが現在どれだけの公的負担を受けているかというサイドからの議論と二つございまして、それぞれのサイドか

ら違つた議論があり得るわけでございます。私たちが、公務員共済というものの性格から、現在の公的負担というものが今までも認められてきたし、それで御了解いただけるのではないかと、いふふうに思ひますけれども、ただ、触れたいというふうなこともわかりませぬけれども、先生が最初にお話しになりましたように、現在私たちが方から国会に提案しておりますもう一つの制度改革法案におきましては、公的負担につきましても厚生年金といひますか、すべての公的年金制度を通じて統一しようという考え方でございまして。

○山下(八)委員 次へ移っていきたくと思ひますが、今回も年金スライドがかなり抑制されているのではないかと思ひます。その中で、人事院勧告を無視した政府の公務員給与の改定によりまして、例えば凍結とか抑制とかは、現役の公務員労働者だけでなく共済年金受給者に関連するわけでございます。厚生年金あるいは国民年金受給者のスライドも、公務員賃金引き上げ率に連動されておられますから同様な結果になるわけでございます。特に共済年金受給者に影響を与えておりますが、年金受給者の生活をどのように考えられていらっしゃるのか。

また、共済年金は、ほかの年金も当然そうでございますが、退職後の所得を保障する制度でありまして、五十八年度末現在におきます地公共済年金の一人当たりの平均年金額は百七十七万九千八百八十二円であるわけでございます。五十八年度の生活扶助基準、標準世帯一般地の金額が百七十八万三千七百八十八円になっておるわけでございます。これより下回っているのが今の地公共済年金額であるわけでございます。生活保護基準と年金の水準とはどのように考えられていらっしゃるのか。また、このような現状から、共済年金の最低保障額をもつと充実を図っていくべきではないか、そのように考えるわけでございますが、この辺につきましましてはいかがでしょうか。

(委員長退席、平林委員長代理着席)
○中島(忠)政府委員 人事院勧告というのが、非

常に残念なことではございますけれども完全実施されていらない、その完全実施されていらないに伴いまして共済年金の引き上げ率というものを抑制されておる、そのことに伴ひまして年金受給者がしわ寄せを受けているんじゃないかというお話は非常にごもつともな話でございまして、私たちもそれを担当する立場といたしまして本心に心を痛めておるわけでございます。

ただ、年金受給者というのは現役の労働者の掛金によって維持されておるわけでございますので、非常に残念なことに、現役の労働者が人事院勧告の抑制によって我慢をしておる、その我慢をしてきておる人たちの掛金によって年金が支給されておるならば、年金を受ける方たちもひとつ申しわけないけれども我慢をしておるだけではないでしょうかというのが本音のところでございます。これは立場によってなかなか御了解いただけませんが、私たちが申し上げたように、これは立派に御了解いただけないわけではございません。先生の方からいろいろ厳しい御批判もあろうかと思ひますけれども、そういうことで御了解いただきたいと思います。

なお、五十八年度末の地方公務員全体の一人当たりの平均年金額は現在二百五十万円になっております。これは地方公務員全体の現役の平均給料に對しまして八〇%の比率になっておりますので、いろいろ御批判はあろうかと思ひますけれども、年金を受ける方には二百五十万円程度の年金ならば税金がからないうえ、長期給付のための掛金がないこととを考えると、現役の平均給与に対して八〇%という現在の比率はそんなに低くないのじゃないかという感じがいたします。これは立場によりましてまた別の御意見も申し上げなければなりませんけれども、平均的に申し上げますとそういうことにはなるのじゃないかと思ひます。ただ、これはあくまでも平均の数字でございますので、今先生がお話しになりましたように、年金を受ける方の中には生活保護の基準にも達しない方がありましてございませ

れども、現在の年金の仕組み、おやめになったときの給料の額と在職年数をもとにする計算方式からいたしますと、まことに残念でございますけれどもやむを得ない一面もまたそこにあるわけでございます。

ただ、年金によつてすべての生活需要が満たされなければならぬかといふと、これはいろいろな審議会においてもいろいろ議論されておりますけれども、必ずしも年金だけが生活の一つの柱ではない、非常に大きな柱であることには間違いないわけでございますが、それ以外の収入の道もこれまた期待できるわけでございますので、そういうものを合わせながら生活をしていただかなければならぬのじゃないかといふふうに思います。

最後に、先生から最低保障のお話でございます。これはおやめになったときの給料が非常に低いとか、あるいはまた在職年数が非常に短いというふうな方が最低保障の適用を受けておられるわけでございますけれども、この最低保障の額につきましても、私たちは今まで恩給とか厚生年金とかそういう関連を見ながら毎年引き上げさせていたお話を聞いてございます。その引き上げ幅が小さいんじゃないかという御批判もあるかと思ひますけれども、他の年金制度との関連において今後検討させていただきたいと思ひます。

○山下(八)委員 深く追及はいたしませんけれども、今も答弁の中で、年金以外の収入で生活をエンジョイしろというような御答弁もありました。そのような職場環境があれば高齢者の皆さんも幸せだと思つておられる。大臣が一番御存じだと思つておられる。大臣の選挙区で高齢者になつて職場を探そうと思つても並み大抵ではないと思つたのです。この辺につきましてもそれ以上入つていきませんので構いませんが、現実には今年金で生活をする方が職場がなく、働きたくても働けないという環境がどんどんふえてきていることだけは十分に御理解をいただきたいと思つておられます。

仮に人事院勧告が完全実施されたとするならば、昭和五十八年度以降の共済年金のスライド率はそれぞれ何%になるのか、その辺を具体的に教えていただきたいと思ひます。

○中島忠政府委員 五十七年度の人事院勧告が四・五%でございましたので、五十八年度のスライド率は四・五%になるということでございます。

五十八年度の人事院勧告が六・四七%でございますが、今先生のおっしゃいました完全実施されたという前提に立ちますと、これは粗い計算でございますが、六・四七から四・五を引きますとおおむね一・九が残りますが、その一・九が五十九年度のスライド率ということになるかと思ひます。

それから、五十九年度の人事院勧告が六・四四でございますが、五十七年度、五十八年度が完全実施されたといふと、そこにおおむね二・〇が残りますので、六十年度のスライド率は二・〇という数字になるのだと一応計算はできます。若干大ざっぱに申し上げましたけれども、コマ以下二けたぐらいはちよつと省略させていただきます。

○山下(八)委員 人事院勧告完全実施がなされるのは今の数字からも明らかであるかと思つておられる。人事院勧告の凍結及びこの抑制によつて、昭和五十八年度以降の完全実施によります年金スライド率の人勧並みの場合と比較して、地公共済年金全体で幾らぐらい削減されたのか。金額でございまして、各年度ごとでございますら御報告いただきたいと思ひます。

○中島忠政府委員 五十八年度は、先ほど御答弁申し上げましたように五十七年度の勧告が四・五%でございますので、五十八年度四・五%のスライドを行つべきところゼロでございますので、ここで削減された総額は六百十四億という額でございます。五十九年度のスライド率というのは、本来五十

七年度の人事院勧告が完全実施されたといふししたら五十九年度の採用すべきスライド率は一・九ということでございますが、現実には五十八年度二・〇の人勧が行われて二・〇のスライドが行われまして、単年度に限つて五十九年度を申し上げますと、これは反対に十六億七千万ほどの吐き出しになっておる。削減じやなしに、その反対の十六億七千万の余分の支出になっておることでございます。

それから六十年度でございますが、やはり以前の人事院勧告が完全実施されたといふししたら二・〇のスライド率になっておるわけでございますけれども、現実には三・四ということ御提案申し上げておられますので、ここでも反対に、単年度だけで申し上げますと二百四十二億の余分の持ち出しになっておることでございます。ただ、最初の五十八年度の六百十四億という額が余りにも大きいので、累計いたしますと三百五十五億ばかりの共済年金の削減になっておる、こういうことが計算として出てまいります。

○山下(八)委員 標準的共済年金受給者の受給額は昭和五十八年度以降降らになつておるのか、同じように各年度ごとに明らかにしてほしいと思つておられる。人勧完全実施が行われたとするならば同じようにそれぞれ幾らになつてくるのか、御報告いただきたいと思ひます。

○中島忠政府委員 五十八年度を基準にして申し上げますと、五十八年度の改定の適用者というのは五十六年度末における地方公務員のOBの方の年金を受けている方ということになります。その方たちの平均退職年金というのを申し上げますと、百八十八万八千五百六十四円ということになります。この百八十八万八千五百六十四円を基準にいたしまして、先ほど御説明申し上げましたものを基準にして計算いたしますと、五十八年度の場合には実際の改定は行わなかつた、しかし人事院勧告は四・五というものであつたといふことにいたしますと、平均的な今の百八十八万八千五

五十八年度の場合、一人当たり八万四千九百八十五円の削減、これは年間の額でございます。

それから、同じように計算いたしますと、五十九年度の場合に八万四千七百一十円ということでございます。それから六十年度、仮に三・四%の現在の提案が御決意いただいたという前提で計算させていただきますと、六十年度の場合には五万九千四百三十七円という削減額になるわけでございます。

○山下(八)委員 今スライド問題につきまして四点ばかりお尋ねさせていただいたわけでございますが、厚生省の方にこの年金スライド抑制関係につきまして二点ばかりお伺いしておきたいと思ひます。

今自治省に質問いたしましたとおり、厚生省の方も厚生年金あるいは国民年金について当然同じような影響を受けているのですから、その辺はどうなつておるのか。

もう一つは、人事院勧告凍結及び抑制が年金の国庫負担額についてどのような影響を与えているのか、その辺につきまとして簡潔に御答弁いただきたいと思ひます。

○山口説明員 先生御承知のとおり、厚生年金、国民年金につきましては、物価指数が5%を超えて変動がありました場合に、その率で年金額を改定するということが法律上義務づけられております。いわゆる自動物価スライド制がとられておるわけでございますが、四十八年にそういうことになりましたので、以後大体それでやっておられるわけでございます。先ほどから話題になつておられますように、五十八年度から若干変則的な特例スライドが行われておりますのでちよつと御説明させていただきますと、五十八年度につきましても、先ほど御説明いたしましたように大変厳しい財政状況のもとで人勧凍結ということがございましたので、五十七年の物価上昇率が二・四%ということ、私どもといたしましては法的な義務はないといふことで、政策判断の問題になつたわけでございますけれども、現役も恩給、共済もスライドはしな

というのはいくらかの差があつても差し支えないのじゃないか。これは法案の内容によりまして、けれども、今回の法案に關して申し上げますと、この国会で両者成立するという前提で申し上げますと、その間の成立の少しの時間的ずれというのは、どちらが先行してもそんなに差し支えないことだと思ひます。

○小川委員 まあ結構でしょう。

次に、地方公務員法の四十二条の職員の厚生という項があるわけですが、これについてお伺いをいたしたいと思ひます。

職員の厚生というのは共済組合法と互助会にほとんど任せ放して、一般的に職員の厚生で予算を計上して職員厚生についての対策が進められているというのを聞いていないような気がするわけですが、職員の厚生についてどのように考え、厚生対策について今後どのように進めていこうとしているのか、お伺いをしたいと思ひます。

○中島忠政府委員 職員に係る福利厚生制度というのはいくらも申し上げるまでもございせんが、職員の元氣回復といひますか、本當に職員が気持ちよく働いていただくためにはぜひとも力を入れなければならぬ事項だといふふうに考えます。私も、地方におるときにはいろいろその面には力を注いで職員から喜ばれた経験もございせんけれども、そういうことはそれぞれの任命権者がそれぞれ力を入れなければならぬ事項だといふふうに思ひます。

今までの全国のいろいろな地域の実態というのを私たち見ておきますと、今先生がお話しになりましたように、共済組合でやっておるか、あるいはまた互助会でやっておるか、あるいは地方公共団体が直接やっておるか、あるいは地域の実情といひますか、今までの経過というものは含めましてそれぞれの地域の実態に応じて非常によろしくないところがあるというのが本當の姿だと思ひます。その事業の内容とか事業の実施方法につきましては、それぞれの地域の今までの伝

統といひますか歴史といふものを踏まえてやっていただいておりますけれども、この福利厚生事業の重要性というのには私たちがよく認識しております、私たちが機会あるたびにそういうことを趣旨徹底しております。

その結果、地方団体におきまして最近では相当力を入れておられるというふうな私感しておりますけれども、先生の重ねての御指摘でございます、昨年と同じように御質問いただいたときにこの御指摘があつたというふうな記憶しておりますが、そういうことを私もよく知っておりますので、これからまた機会を見て地方団体の方にその趣旨を徹底してまいりたいと思ひます。

○小川委員 互助会やあるいはまた共済組合に頼るのではなくして、一般的に重要な職員の福利厚生を進めていくように常に指導しておられるということですが、大変結構だと思ひますから、ぜひひとつそういうことで地方に職員の福利厚生について意を用いるように今後とも指導をしていっていただきたい、このようにお願いを申し上げておきたいと思ひます。

次に、官民格差論がいつとき派手に論議をされ、取り上げられた時期があつたわけでありませう。私は当委員会においてもいろいろこれに対して反論をしてみたいわけですが、仮にあれば、支給開始年齢と併給の問題ぐらひのはずだと思ひます。地方公務員等共済組合法では、共済組合法と厚生年金方式で計算をしない、これは高い方を支給するというふうな計算方式で支給を受けている職員の全受給者の何%ぐらひになつておられるわけですか。

○中島忠政府委員 先生がお話しになりました厚生年金方式、いわゆる私たちの言葉で申し上げますと通年ルールと言つておられますが、その通年ルールで計算され、その年金を選択しておられる人の数はおおよそ二十四万人、率で申し上げますと三四・八%ということでございます。

○小川委員 二十四万人、三四・八%という

かなり高い率の人たちが、厚生年金で計算をした方が共済組合法よりも有利であるということを通じて、年々支給を受けておられるわけでありませう。私は、私どもの仲間が非常に低額の年金をもらつておられることをよく承知をしております。決して官民格差があるなどとは思つておりませぬ。一部の高級官僚を除いてはそう高いものではないはずであります。最近の退職者こそ少しは上がつてまいつておりますが、一般的には年金額は大變低いのです。自治省としても、勤続年数が厚生年金より長いという点を含めて、今の通年ルールで計算をした者がこのようにいるんだといふふうな実態をもつとPRをすべきだと思ひますが、いかがでございますか。

○中島忠政府委員 官民格差の議論でございますが、これにつきましては先生がお話しになりましたように、数年前、非常に議論されました。そのときの議論を思い起こしてみますと、官民格差として言われたことは、一つはやはり年金の計算方式について言われた。先生が今お話しになりましたように、公務員の場合には基本ルールと通年ルール、このうちの有利な方を選択できるという計算方式の有利さといふのが一つ言われました。

第二番目に何が言われたかといひますと、算定基礎のとり方について差があるじゃないか、民間の場合には平均標準報酬といふことで全期間の報酬を平均してそれをもとに年金を計算する、公務員の場合には退職前一年間の給料じゃないかといふことで、算定基礎の話が二番目にございませう。

三番目には、先生がお話しになりましたように、支給開始年齢の話、民間の場合には六十歳だが公務員の場合には五十五歳だ。しかし制度改正いたしました現在六十歳に到達するべく経過期間中でございますが、その話が三番目にございませう。

四番目は、先生が今お話しになりましたように、併給調整の話がございませう。そして五番目に何があつたかといひますと、公

務員が民間に就職した場合には年金を受けながら民間でまた給料をもらつておられるじゃないか、そういういろいろな指摘が実はありました。

そのありましたいろいろな指摘というものをそれぞれもう少し詳しく見てみますと、民間サイドの誤解というものもこれまたあつたのだらうと思ひます。これから年金制度といふものの改正をしなければならぬ時期に来ておられますので、この際共済年金といふものの性格をよくわきまえて、公務員としての特殊性からやはり差があつてもいいことについては、こういう理由でその差といふのは是認されるべきであるといふことを勇気を持って言わなければならぬ時期に来ておられると思ひます。ただ、それは言ひませぬ、この官民格差につきましては世論から厳しい批判もございませぬ、その批判の相当な部分もまた心を謙虚にして聞かなければならぬといふものを含んでおられますので、そういうものについてはこれまで勇氣を持って是正していかなければならぬといふことで、共済年金のあり方については現在非常に重大な岐路に来ておられると思ひます。

そういう意味におきまして、いずれにいたしましても、それぞれの制度のあり方といふものの基本をわきまえてながら現在の制度を厳しく見直して、そして是正すべきものは是正し、主張すべきものは主張していくといふことでなければならぬといふこと、算定基礎の話が二番目にございませう。

○小川委員 今お話しされたようないろいろな相違が民間との間にあるわけでございますが、とにかく平均標準報酬を民間はとつておられますが、すべての収入を基礎にしているわけで、公務員は本俸だけというふうな差もあるわけでありませうから、今言われたように聞くべきところは聞くけれども、言うべきことは言う、主張すべきところは主張する、こういう点で対処をしていっていただきたいと思います。

恩給局においてをいたしておりますので、恩給の扶助料について若干お伺いをいたしたいと思

うのであります。

今、遺族に対する扶助料は寡婦加算がついておるわけでありますが、原型は恩給額の二分の一でございますか。

○鳥山説明員 原則は、普通恩給の二分の一でございます。

○小川(省)委員 二分の一の根拠は何ですか。

○鳥山説明員 二分の一という数字自体に理論的な根拠があるとは考えておりません。この二分の一という数字は、むしろ沿革的に、すなわち大正十二年に現在の恩給法が制定されました際に、このときの大きな目的は、ばらばらであった制度を整理統合するというのが一番大きな目的であったわけですが、もう一つ目的として、第一次世界大戦後の物価高騰によりまして恩給受給者が非常に困窮しておったので給付水準を引き上げようということ、それまでは普通恩給の三分の一でありました普通扶助料の給付水準を二分の一に増額した、こういう沿革的な理由によるものだと考えております。

○小川(省)委員 今、御説明があつたように、格別な理由はないわけですね。

(平林委員長代理退席、白井委員長代理着席)

そこで現在、恩給が二分の一なので年金もそれを受けて二分の一になつてゐるのだと思ひますが、恩給受給者が死んで遺族はその二分の一で生活を維持できると考へている方が私はおかしいと思ふのです。在職中は、奥さんの協力、内助によつて勤務に精励ができたわけでありまして、亡くなつたら二分の一というのはいささかおかしな話だと思ひます。寡婦加算をやめて恩給年額の八〇%ぐらいを支給すべきだと思ひますが、この考へについていかがですか。

○鳥山説明員 御指摘の問題は、従来から公的年金共通の問題といたしましていろいろ議論があつたところでございます。恩給制度におきましていろいろ検討いたしました、ただいま先生御提唱のように、普通扶助料の給付割合を引き上げ

るといふことも一つの方法ではあるかと思ひます。しかしながら、この方法によりまして、どうしても高額受給者の方に有利な結果になつてしまふという問題点がございまして、したがひまして、率ではなくて本当に給付改善が必要な階層、例えば老齢の寡婦であるとか、幼い子供を持った寡婦といった人々により改善の効果が大きくあらわれ方法として定額加算制度を公的年金横並びの制度としてつたわけでございます。

その結果、現在、恩給の場合で申しますと、定額受給者の場合普通恩給のほぼ八割を上回る水準まで到達したところでございます。今、後ともそのような意味における実質的な給付改善ということにつきましては努力を続けてまいりたいと思つております。

○小川(省)委員 一応御答弁、よくわかりました。そういうことで遺族年金の改善に努力をしてまいつたことはよく承知しておるわけでありまして、ぜひひとつさらさら寡婦加算を引き上げるなどしてもう少し遺族年金を充実していただくことを要望して、恩給局に対する質問は終わります。

そこで、自治省に何うわけでありまして、退職年次の古い者ほど低い年金は何と考へてほしいと私は審議のたびに主張してまいつたわけでありまして、私の記憶では、四十八年度に七十歳以上の人たちに對する四号俸のアップという引き上げをやつり、昭和五十二年に昭和二十二年六月以前の退職者に二号俸のアップ、昭和三十三年三月以前の者に一号俸のアップという是正を実施したきり古い退職年次の者に對する是正はほとんどやつておらないのだと思ひます。年次の古い者の是正の実施をぜひしてほしいと思つていますが、私が今言つたような是正をやつたきりだと思ひますがそのとおりでございませうか。近いうちにこの是正をぜひやつていただきたいと思ひますが、いかがでございますか。

○中島(忠)政府委員 私も詳細はちよつと記憶しておりませんが、いづれにいたしましても先生が今お話しになられましたように、かつて二回そう

いう是正を行つたように記憶しております。

退職年金の話でございますけれども、これはもうよく御存じのように退職した当時の給料と在職年数によつて年金を計算することになっておりまして、同一ポストで同一在職年で退職した人であっても、後で退職したほど年金面でも有利だということとはよく一般に言われます。それはなぜかうふうになつておるのだからかということをお考えしてみますと、ベースアップに伴う年金の改定というのは等しくすべての年金受給者に、退職年次が古かろうが新しかろうが同じように均てんしてらつておるわけでございますけれども、そのベースアップ以外の給与の制度、運用上の改善というのが実は長い歴史の中では行われてきております。それが反映いたしまして退職年次の新しい人ほど年金面でも有利じゃないか、こういうことになつておるわけでございますけれども、その給与制度、運用面の改善というものをよく加味いたしまして、今先生が御指摘になりましたような改善が過去に行われたわけでございます。

この給与制度、運用面の改善がどのように行われておるかということ、最近はさして大きな改善はございませんけれども、国家公務員とかそういう他の年金制度との均衡といひますか、そういうものとのバランスを考へながら、今先生がお話になりましたようなものをよく検討してみることが必要であると思ひますけれども、これは地方公務員共済組合だけの問題ではございませぬので、国家公務員共済とのあり方もよく考へながらひとつ私たちの念頭に置かせていただきたいというふうにお思ひます。

○小川(省)委員 さて、恩給、年金の最低保障額の引き上げの問題であります、これまた毎年のように私が取り上げておる問題であります。低い額に低いパーセンテージを乗じていくわけでありまして、いつも低く低く据え置かれていくのであります。受給者の要望には到底こたえられないというふうには思つております。今、最低保障

額の受給者というのはいはれ全受給者の何%ぐらいになるわけですか。

○中島(忠)政府委員 五十八年度末で申し上げますと、いわゆる新法年金につきましては、退職年金の受給者六十九万九千三百四十六人のおおむね一%に当たる七千六百七十七人が最低保障の適用者ということになっております。旧法年金の方は、数はこの七千六百七十七人の三分の一弱の二千三百八十五人ということでございますが、割合は五二・二%ということでございます。

○小川(省)委員 新しいあれでいくと七千六百七十七人もおるわけですね。この最低保障額の引き上げをしていくという要望が特に在職中低かつた現業職員等の間に大変強いわけなんでありまして、こういう要望についてどう扱つていただけるでしょうか。

○中島(忠)政府委員 そういう要望それ自身は私たちが痛いほどよくわかります。年金についての仕事をしている人間としては、そういう要望をよく念頭に置いて仕事をしなければならぬということでございます。ただ、年金制度というのは、もう先生の方がよく御存じでございますけれども、退職したときの給料と在職年数によつて計算するというのが仕組みそのものは基本的に今も昔も変わつておりませぬので、最低保障の適用者というものは、今のようにならぬで、年金がつくという時代のその以前の時代の方が非常に多うございまして、在職年が短いとか在職当時の給料が低いとかいうことでこういう最低保障の適用者ということになつておるわけでございます。

これは、地方公務員共済特有の問題というよりもすべての公的年金に特有の問題でございまして、そういう省庁と連絡をとりながら毎年改定はさせていたたいておるわけでございますけれども、今後とも関係省庁と相談しながらその改善に努めてまいりたいというふうにお思ひます。

○小川(省)委員 ぜひ改善に努めていただいて、最低保障額の受給の人員が減るか、あるいは最低保障額の大幅な引き上げを実施していただくこと

を要望いたしておきたいと思ひます。
次に、国庫負担の関係について若干お伺いをし
ていきたいと思ひます。

昭和五十四年、共済年金の支給を五十五歳から
六十歳に時間をかけて切りかえをするというとき
に、当時、当分の間ということ、一七%にとど
めるのではなくて一%ずつ上げていくということ
がございました。先ほどの山下委員の質問を聞いて
も一五・八五%に相変わらずなっておりますよう
であります。私は一七%ぐらいになったのかなと
いうふうな思つていたのであります。国庫負担を
引き上げるといふ要望は私も大變強く主張してま
いったわけでありませうけれども、これは相変わら
ず一五・八五%のままで、今後引き上げられると
いふ要素はないわけですか。

○中島(忠)政府委員 先ほど山下先生の御質問に
も答弁させていただきましたが、この一五・八五
というの厚生年金の二〇%に対して低いじやな
いかという話の面からはございます。ございま
すが、現実には年金受給者のサイドに立つてこれ
を見てみますと、一人当たりの年金受給額の中に
どれだけの公的負担が含まれておるかということ
を計算してみますと、なお地方公務員共済の方が厚
生年金よりも多くなつておるといふ現状ございま
す。そういうサイドからの見方というのものは
りして見る必要があるだろうし、そういうサイド
からの議論というのものは我々としてはよく聞いて
みる必要があるだろうというふうな思ひます。そ
ういふことで、関係省庁の間では集まるとその議
論がいつも出るわけでありませうけれども、私たち
の方では先生の今の話もよくよく承知しており
ますし、できるだけ公務員の掛金が低くなるよう
に、低くて済むように努力しなければならぬと思
ひます。

いずれにいたしましても、公的年金制度全体の
中でどういふふうなバランスを保つていくかとい
うことを考へつつ、公的負担そのものが、立場を
変えて言うると住民の税金による負担だということ
もございませうので、公的負担を動かす場合には住

民に対する理解というのをもた得なければなら
ないといういろいろなサイドからの検討が必要で
ございませう。そういうことで現在一五・八五とい
うパーセントのままでございませうけれども、先ほ
ど山下先生から触れてはいけないという話ござい
ましたが、制度改正の法案を別途出しております
して、その法案を仮に成立させていたいただきます
と、公的負担というのはいくらも公的年金を通じて
基礎年金に係る拠出金が三分の一ということ
統一をされる、こういうことを考へておるわけ
でございます。

○小川(省)委員 昭和五十四年の論議を思い起こ
していただきたいのですが、当時私もこの公費負
担の問題について取り上げたわけでありませう
けれども、中島さんは一%ずつ引き上げていきたく
だといふふうな答弁をたしかされたはずでありま
す。ですから、私は二年ごととなり三年ごととなり
一%ずつ公費負担をふやしていくのだという理解
をしておつたわけでありませうが、そうではなかつ
たのですか。

(白井委員長代理退席、委員長着席)

○中島(忠)政府委員 もう一度昭和五十四年ごろ
の速記録をとりましてよく読んでみたいと思ひま
すが、中島さんはそういうふうな答弁したとい
うお話ございましたが、私は当時公務員関係に携
わつておりませんでしたので、そういう御答弁を
申し上げたという記憶もございませぬ。いずれに
いたしましても、先生の重ねての御指摘ございま
すので、もう一度速記録をよく読ませていただ
きたいと思ひます。

○小川(省)委員 いいでしょう。
昭和五十九年十二月の長期給付財源率の再計算
で、地方公務員の共済組合連合会に加入してお
る組合員の掛金率は千分の六十九まで引き上げら
れたわけでありませう。現行制度においては将来的
にどのような推移をたどっていくのか大變危惧を
しておるところでありませうが、連合会や公立学校
共済、警察共済、それぞれの将来の見通しを示し
てほしいと思ひますが、いかがですか。

○中島(忠)政府委員 若干の前提を置いて御説明
させていただきますと思ひます。

まず、組合員数でございませうけれども、五十七
年度末の組合員数で固定する、その組合員数を一
定とするということが一つ、二番目に、給与改定
率と年金改定率は毎年五%だということ、三つ目
は、積立金の運用利回りを年六・五%ということ
で考へさせていたたく、四番目は、財源率につ
きましては、現行財源率で据え置きまして、積立金
がなくなつた後は賦課保険料率で運営させていた
だくということ、その他五十九年十二月における
財源率再計算のときに用いた基礎率というものを
用いていきたいと思ひます。

そういう前提で計算いたしますと、連合会関係
につきましては、単年度収支がマイナスになる最
初の年度は七十五年度でございませう。それから、
積立金がゼロとなる年度は八十四年度でございま
す。そして、この積立金がゼロとなつた年度以
降につきましては、先ほど前提で御説明させてい
ただきました。賦課保険料率というものでいくと
いたしまして、この賦課保険料率が最も高くなる
のは昭和九十三年度、千分の五百六十四というこ
とになるわけでございます。

公立学校共済につきまして申し上げますと、単
年度収支がマイナスになるのは七十二年度でござ
いませう。そして、積立金がゼロとなるのは八十三
年度、最も賦課保険料率が高くなるのは昭和百年
度で、五百三十三・五でございませう。

警察共済につきましては、単年度収支がマイナ
スになるのは七十八年度、積立金がゼロになるの
は八十六年度、そして、ゼロになつた後の賦課保
険料率でピークになるのは昭和九十五年の六百
七十・七、こういうふうな見通しを一応立ててお
ります。

つと複雑でよくわかりませぬので、御答弁を聞い
ておくだけいたしたいと思ひます。
また、政府は共済組合員の掛金負担の限界を何
パーミルぐらいと考へておられるのですか。千分の幾
つぐらいが適当であるといふふうな掛金負担の限
界を考へておられるわけですか。

○中島(忠)政府委員 長期給付に係る掛金率の限
界をどういふふうな考へるかという問題は非常に
難しい問題といひます。いろいろな要素が絡ん
できて判断しなければならぬ問題だと思ひま
す。所得水準といふのが第一番目にございま
す。それ以外にも租税負担がどうなるか、ある
いはそれ以外の、この長期給付の掛金率以外の社
会保障負担がどうなるかといふことが絡んでき
て判断しなければならぬ問題だと思ひます。け
れども、今から数年前、ちょうど臨時行政調査会が
御審議をされる過程の議論というものを思い浮か
べてみますと、国民所得に対してヨーロッパ
諸国は五〇%ぐらいにきておる。フランスは五〇
%を超えましてもう六〇%に近いところまで来
ておるわけでございますが、アメリカは五〇%を割
つてまだ四〇%台だといふような数字を私は聞い
たことがございませぬ。

そこで、そのときの議論をいたしまして、ヨ
ロッパ諸国の五〇%といふのは少し高過ぎる、行
政改革を進めることによつてできるだけその率と
いうものを低くして、労働者の相変わらず高い労
働意欲を維持していかなければならぬという議
論がございました。

そういう中で、ひとつ租税負担率との関係で社
会保障の負担率をどう考へるかといふこと
が議論されなければならぬわけでございます。け
れども、これからの趨勢をいたしまして、年金に
関する掛金率といふのはやはり徐々に上がつてい
かざるを得ないだろうと思ひます。先ほど、先生
が連合会と警察共済と公立共済のそれぞれの見通
しをとかく説明するといふお話で御説明申し上げ
ましたけれども、いずれにいたしましても、そ
ういふ御説明から若干おわかりいただけただかも

かりませんが、やはり長期給付に掛ける掛金というのはいかから相当上がったかざるを得ないのではないかと、漢たる見通しといえますか、限界というものを、今政府として責任を持って御答弁申し上げるわけにいきませぬけれども、相当高い掛金というものをこれから覚悟しなければならぬのではないかと、いふように思います。

○小川(省)委員 さて、公的負担でございますけれども、追加費用財源の交付の問題なんです、各共済組合ごとの実額を交付してもらいたい、こういう要求があるわけですが、これについてはいかがですか。

○中島(忠)政府委員 追加費用の負担方式につきましては、現在翌年度の精算方式といえますか、翌年度に実績負担方式ということで追加費用というものを支給していただくわけでございますけれども、この方式と一つは、今年度年金制度を改正いたしますと改正しなければならぬという議論もございまして、いずれにいたしましても、この追加費用というものをどのように支給していくかということ、共済年金制度の長期給付に係る積立金にも影響してまいりますので、地方公務員の場合にはいろいろな単位に分かれておりますので、それぞれの影響というものをよく見ながら考えていかなければならないというふうに思います。

○小川(省)委員 また、長期給付に係る公的負担については各自治体へ実績交付をすることとして、不交付団体や公営企業等についても必要額を交付されたいと思いますが、いかがですか。

○中島(忠)政府委員 先生が心配されておられますのは恐らく公的負担の話ではないかと思えます。公的負担の場合には、不交付団体とか公営企業の場合にどうなっておるかというところは時々議論として出てまいりますけれども、公的負担のあり方につきましては、現在、地方財政計画あるいは地方交付税を通じてそれぞれ調整する仕組みになっておりますので、私たちの方では現在の大きな地方財政制度の中で、不交付団体について

も歳出項目としてそれを挙げ、そして地方財政全体としていいますか、当該地方団体の財政支出収入全体として調整することによりまして、相当額が確保される仕組みになっておるといふように御理解いただいて間違いないと思えます。

○小川(省)委員 そうなんです、公的負担の話なんです。はい、よろしゅうございませぬ。

次に、懲戒処分等による共済年金の給付の制限の実態について伺いたいわけですが、削減率別の人員、給付削減額をお示しをいただきたいと思えます。

○中島(忠)政府委員 懲戒処分を受けた者に対しては、あるいはまた禁錮以上の刑に処せられた者に対しては給付制限というものをしておりますが、その数でございますけれども、退職年金受給者については二百九十五人、〇・三%、公立学校共済組合につきましては三百四十五人、〇・一%、警察共済組合は二十四人、〇・三%ということでございます。

なお、先生が今お話しになりました削減率別の人員というものは、非常に残念でございますけれども、現在、把握いたしております。

○小川(省)委員 後で資料で出してくれませんか。

○中島(忠)政府委員 はい、承知いたしました。

おることによりまして、やはり厳しい服務規律のもとにおいて公務員は働いておる、その服務規律に違反した者についてはいろいろな制限がある、その制限の一つとして、現在年金に対する給付制限というものも行われておるわけでございますので、そういう大きな一環の中の一つとして御理解いただいて、この給付制限というものの存続をお認めいただきたいと思います。

ただ、このことにつきましては、かつて国会で議論がございまして、その議論を踏まえまして、給付制限を行うべき期間を六十カ月というふうな緩和をしたわけでございます。私たちの現在の感じでは、この制度というものを公務員共済の性格を考えたならば結論いたしますと、そこらがいいところじゃないかという感じを持っております。

○小川(省)委員 私も五年を限ってやっておりますことを承知いたしておりますが、いわゆる公務員制度の一環だという表現の中には、何か天皇の官吏時代の遺物があるような感じをどうしても実は払拭できないわけでございます。こういう意味で、厚生年金では全然支給制限がないのだけれども、共済組合法の中ではこういう支給制限をつけておるのは私はずいと思っておりますので、一日も早くこれをなくすように努力をしていただきたいと思っておりますが、これについては大臣、いかがでございますか。

○古原國務大臣 お話のように、公的年金制度というものの性格からいたしまして、五年間で懲戒とかそういう場合の制限を設けておるのでありますが、旧官吏とか昔の陛下の役人というものは、もう私も考えるべきではないと思えます。御趣旨の点もありますので、将来の問題として慎重に検討させていただきますと思っております。

○小川(省)委員 ぜひひとつ、慎重な検討というか前向きな積極的な検討をお願いいたしておきたいと思えます。

さて、標準的な公務員にあっては、共済の長期の掛金、短期の掛金、所得税、住民税等の負担がそれぞれ、給料の何%を占めているのかお答えを

いただきたいと思えます。

○中島(忠)政府委員 標準的な公務員というふうな一言で申しまして、実はその方の家族の状況とか、住んでおる地域の状況によりまして、扶養手当がどうなるとか、あるいは調整手当がどうなるとかということが変わつてまいります。

そこで、標準的な職員というのをなかなか想定しにくいわけでございますけれども、五十九年の地方公務員の給与実態調査における全地方公共団体の一般職の平均給料月額、二十万八千七百三十三円でございますけれども、それをもとにいたしまして、四人家族、そして東京に勤務しておるといふ前提で計算いたしますと、共済の長期掛金というのは七・六五%、短期の方は五・一〇%、所得税は二・七六%、住民税が五・〇三%という計算が一応できます。以上を差し引きますと、可処分所得の名目賃金に対する割合というのはおおよそ八五%ぐらいいじやないかというふうに思えます。昨晩慌てて計算したわけでございますので、ひよつとしたら計算間違いがあつたらまた後ほど御説明させていただきますけれども、昨晩慌てて計算いたしましたので、そういうことを申し上げることができると思えます。

○小川(省)委員 ありがとうございました。共済の長期と短期で合せて二二・七五%ですが、一二%ぐらゐの掛金があるわけですね。私は少し高いのではないかと、いふようにも思っておりますが、いずれにしても掛金の限界を、千分の七十あたりを限界として設定をすべきではないかと思っております。これを上回る財源の確保ですが、公的負担の増額によつてこの財源を賄うようにしていくべきだといふふうな考えがございまして、この考えについてはいかがですか。

○中島(忠)政府委員 掛金率の限界というのを七%に置き、それをオーバーする分は公的負担で賄え、こういう御主張だと承りました。公的負担というものをどのようにつけていくかということにつきましては、いろいろな年金制度との関連において考えなければなりませんけれども

も、いずれにいたしましても、公的負担と申しましてもしよせんは国民ないし住民の税金というものがそういうところの負担になって出てくるわけでございますので、厚生年金とか、あるいはまたその他の年金制度との絡みで公的負担のあり方というものも考えなければなりませんので、先生の千分の七十で据え置けという御主張というものも、それなりの先生の合理的なお考えだと思えますけれども、私たちがいたしましては、将来のことを考えますとなかなか難しい仰せだなというふうに思っています。ただ、せっかくの仰せでございますので、私たちがとしては、この際、かしこまって承っておきたいと思えます。

○小川(省)委員 かしこまって承っていただけるのは大変ありがたいのですが、千分の七十ぐらいにとどめるのが、私はいわゆる公務員の特権性を生かしたやり方だというふうに考えておりますので、ぜひひとつかしこまって承っていただきたい、このように思います。

次に、高額所得者に対する年金の支給制限の問題について聞きたいわけですが、高額所得者を持つていている者に対する年金の支給制限は今どうなっておりますか。

○中島(忠)政府委員 これにつきましても、かねてからいろいろな議論がございまして、昭和五十四年に制度改正を一度行いました。そして、五十五年の一月一日以後に退職する公務員につきまして年金の制限を行ったわけでございまして、けれども、所得控除を行った後の給与、年金以外の給与でございますが、それが六百万円を超える人につきましては、年金が百二十万円以上ある場合には、百二十万円を超える年金の二分の一を支給停止していただくということで、五十四年の制度改正をさしていただいたわけでございまして、その後、また昭和五十六年に制度改正をいたしまして、毎年毎年年金が増定されますけれども、その改定して増額する額を限度といたしまして、これまた支給制限していただくという制度を行ってきたわけでございます。

そういうことで、現在高額所得者に対する年金の支給制限というものを承っておりまして、私も、現在私の方で別途法案を提出させていただいておりますけれども、その法案では、もう少し厳しい所得制限というものを考えていかなければならないというところを承っております。

○小川(省)委員 公的年金制度のもとでは、保険集団からの離脱で年金を支給する建前になっておると言われておるわけでありまして、退職年金は、老齢で稼働能力を喪失した者に対する所得保障を目的として構成されている要素もあるわけでありまして、保険集団を離脱した場合でも高額所得能力を保持している者に対しては、無条件に退職年金を支給することは退職年金支給の本来の趣旨にもそぐわないのではないかとこのように思っていますけれども、いかがですか。

○中島(忠)政府委員 高額所得者に対する年金の支給制限につきましては、先生が今お話しになりましたような意見というものが強く出されております。ただ、この問題について考えます場合に、若干私たちが事務的に頭を悩ませますのは、高額所得者も過去三十年とか三十五年、長い間、年金をいただこうというところで掛金を納めてきた、その掛金に対する配慮というものも、この支給制限のときにはやはり考えていかなければならないということもこれまた一つの事実でございますし、配慮しなければならぬ一つの指摘だということに思っています。

ただ、この問題につきましては、私たちが世論の動向等、国会の審議というものがどういうようなところにあるのかということを見きわめながら考えさせていただきたいというふうに思っています。

○小川(省)委員 私がこれを取り上げたのは、特に官民格差論の延長線上で論議されておいて、特に公社、公団に対する高級官僚の天下りで大変大きな所得を得ている者に対する年金の支給という問題が取り上げられてくるわけでありまして、ぜひひとつ、こういうふうなPRをしない、これ

は誤解を受けるおそれが多分にありますし、特に公社、公団では年額八百万以上とかというふうな所得者が多いわけでありまして、私はむしろ打ち切ってもいいぐらいに思っているわけでありまして、支給制限がやられていくわけでありまして、こういう点に対するPR等もひとつおきおき怠りなくやっていかなければならぬというふうに思っていますけれども、いかがですか。

○中島(忠)政府委員 年金制度をめぐりまして国民の理解をよく得なければならぬ点というのが、先生が最初にお話しになりました官民格差に於いての考え方を含めまして種々ございまして、そういういろいろな問題というものを正しく国民に理解していただくためのPRといえますか、私たちがの方の広報活動というものを進める場合の一つの先生の御提言だということに承っておきたいと思っています。

○小川(省)委員 次に、昭和五十二年、五十三年、五十四年当時の共済組合法の審議では、特に特定事務の従事者の救済という問題が議論の中心になっておりました。私もちよちよ取り上げたのを覚えておりますが、現時点では、この種の問題はすべて解決して問題はないのですか。また、あるいは年金を支給されないような職種の人員は現在ではもう残っていないのですか、いかがですか。

○松本説明員 お答え申し上げます。先生がたいま御指摘のように、学校給食に従事したしておりました者とか、あるいはまた家庭奉仕員、また母子相談員等で地方公共団体と非常に密接に関連した仕事をいたしておりますけれども、組合員という立場になかった者につきましても、御指摘のように特定事務従事者等ということに救済措置を講じまして、四十歳以上で十五年以上の組合員期間があつて、そしてそれらの期間を合わせて二十年を超えることとなります者は退職年金を支給するという制度を創設いたしましたわけでございます。そういうことで、かなりの部分がこの特定事務従事者等の救済措置によりまして

救済をされているというところは言えると思っております。今回、先ほど部長の方からお話し申し上げましたように、別途国会に提出いたしております年金の改革法案は、国民共通の基礎年金を導入する、そういうことで、この国民共通の基礎年金を通じて従来の通算措置に相当するものが解決されるということでございますので、この点についてより一層の改善が図られるのではないかと考えておる次第でございます。

○小川(省)委員 私もあえて触れたくないから黙っているのだけれども、別途提案されている云々は結構です。そこで、当時、特定事務従事者では東京都に勤務をしておる職員の問題が特に議論の中心になってきたわけですね。マンモス都市東京ではいろいろな形でいろいろな人々を雇い上げていたわけでありまして、問題が多かったわけでありまして、東京都の職員の中のそういう職種といえますか、そういう人たちはほとんど救済をされたという理解でよろしいわけですか。

○松本説明員 たいま東京都職だけでどの程度という数字は持ち合わせておりませんが、たいたいま申し上げましたように相当な解決を見ているものと確信いたしております。

○小川(省)委員 安心をいたしました。また問題があれば取り上げますが、ほとんど救済をされたのではないかとこのように私も承っておりますので、実は安心をいたしましたわけでございます。

次に、長期経理の資産運用の問題について若干お伺いをいたしたいと思います。積立資産の運用の問題であります。一号から三号まであるわけですが、この区分は何でやっておるかという問題なんです。一号は資金運用部に対する預託や地方債に対する貸し出し等をやっておるわけでありまして、二号資産というのは、いわゆる施設等の不動産の取得等に使っておるわけでありまして、三号は組合員に対する住宅資金の貸し付けの会計のようでありまして、一号から三

号までの区分というのはどういうことで分けていますか。それで割合はどうなっておりますか。また、地方債に対する資金需要といえますか、恐らく大変激増しているのではないかと思っておりますが、いかがでございますか。

○松本説明員 お答え申し上げます。

共済組合に対します資金運用の実態の問題でございますが、先生今御指摘のように、一号、二号、三号という区分をいたしております。一号資産と申しますのは預金とか有価証券のたぐいでございまして、純粋な運用資産的なものでございまして、二号資産と申しますのは不動産に直接投資する部分としておるもの、あるいはまた不動産投資のために加入組合に貸し付けておるものでございまして、それから三号資産と申しますのは、加入組合に対しまして貸付金を行いまして、その貸付金がさらに組合員に貸し付けられるもの等でございます。ただいまの資産区分で申しますと、一号資産で約五六・五％、二号資産で四・八％、三号資産で三八・七％となっております。

ただいま先生御指摘の地方債の運用の割合がふえていくのではないかとお話をございまして、御案内のようによくわゆる義務運用と称しまして、地方債の取得または公営企業金融公庫の債券の取得という部分につきましては現実積立額の三〇％という限度額がございまして、その範囲内で運用いたしております。残りのものにつきましてはそれぞれ任意運用でございまして、一般の資産運用と同様にお考えいただいていいのではないかと思っております。

○小川(省)委員 地方債については限度額があるのですね。私は限度額がないものと思つたもので、それから、二号の不動産であります、四・八％というふうな余り多くないわけでありまして、これは共済組合の何とか狂とかいわれる組合員が利用する施設の不動態の取得だけなんだろうと思つたが、一般に対する不動産の貸し付けも含んでおるとするならば、こんな時期でございましてか

らむしる取りやめたらどうなのかと私は思いますが、これもこれはいわれる共済組合が利用する施設の不動態の運用とは違つたのですか。

○松本説明員 二号資産の不動態の取得の大宗を占めますのは職員住宅でございます。地方公共団体がその元利償還をいたすたぐいのものが多うございまして、これは職員のための福祉施設と同等に見ていただいていいのではないかと考えております。

○小川(省)委員 わかりました。

次に短期についてちよつとお伺いをいたしたいと思つております。

市町村職員のうち三十三万余が健康保険の適用、八十五万が共済組合法適用の職員と言われております。恐らく現在でもそんなぐあいになつておるんだと思つておられますけれども、これに手をつけると思つておられますか、何とか指導をしていく必要があるんじゃないかと思つておられますが、いかがでございますか。

○中島(忠)政府委員 いわゆる都市健保の問題だと思つておられます。共済組合法がスタートいたしましたときに、従来からの経緯を尊重いたしまして相当な都市につきましては健康保険組合という制度が別途スタートしたわけでございますけれども、考えてみますと、共済組合法というものは、長期と短期と福祉事業が一体になりまして職員に係る福利厚生が十全を期し得るのだと思つておられます。いま、これは私たちが将来の希望もわかっておられますが、やはり都市健保というの共済の短期の方にお入りになつた方がいいのじゃないかと思つておられます。ただ、この都市健保につきましては現在厚生省の方の所管になつておられます。厚生省の方で現実指導しておられますので、私たちが厚生省の現実の指導を見守りながら将来のあり方についてもまた考えさせていただきますと思つておられます。

○小川(省)委員 掛金の負担率で見ますと、健康保険の場合千六百組合で四三対五七、都市健保では四七七組合で平均が三一対六九になつてお

るようでございます。共済は御案内のようにファイファイ・ファイファイになつておるわけでありまして、この職員負担の不均衡をどうするか。何とかするつもりはありませぬか。

○中島(忠)政府委員 非常に難しいといひますが、一つの基本的な問題がそこにあるような気がいたします。

短期の給付につきまして今までのいろいろな審議会とか調査会で議論されましたけれども、その議論というものを現在よく振り返つて考えてみますと、労使折半原則というのが言われておられます。したがって、現在共済組合で行つております短期給付に係る労使折半原則というのは正しい方向だと思つておられますし、いろいろな客観的な審議会における議論においても了承されておるところだといふふうに思つておられます。

ただ都市健保で、今先生がお話しになりましたようにおおむね三〇対七〇という比率で負担が行われておるといふことにつきましては、厚生省の中におきましても若干疑問を抱いておる向きがあるといふふう聞いておられますけれども、私たちが合はせるといふ方向につきましては非常に大きな疑問を感じます。そういうふうな公的負担を多くするといふことは、やはり住民の税金というものがそういう方向に使われておる、その住民の税金を負担しておる方たちというのは、大体健康保険法に基づきまして五割の負担をしておるという人が多いといふことを考えますと、やはりどうして都市健保の方に合はせることにつきましては慎重にならざるを得ないといふのが今の考え方でございます。

○小川(省)委員 この点はやはり共済のファイファイ・ファイファイを都市健保のようになつておる持っていくべきだといふふう思つておるのですが、今部長が言われたように大変難しい問題でもありますが、要望しても無理だとは思つておられますが、ひとつ検討を進めていただきたいと思います。こういうことをお願いしておきます。これは単なる私

の要望であります。

以上、私は、特に近い最近まで共済組合法の審議の中で問題になつていた点を幾つか取り上げてまいつたわけでありまして、大体この法案に対する質疑の点はありません。問題がないといふふう理解をいたしておるわけでありまして、幾つか取り上げた問題は、古い時期から問題になつた点ばかりを取り上げてきたわけでありまして、大臣もお聞きになつておられたといふふうに思つておられます。ぜひひとつ検討すべき点は検討して、前向きに全共済組合員のために対処をしていただくように最後にお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。

○高島委員 ありがとうございます。

午前十一時四十三分休憩

午後一時二十二分開議

○高島委員 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。吉井光昭君。

○吉井委員 まず最初に、財源の再計算と将来の収支見通しについてお尋ねしたいと思います。昨年の十二月に行われました財源再計算の結果、地方公務員共済組合連合会の財源率は千分の百六十五・五となつたわけですが、前回の五十四年十二月では道府県職員の場合これが千分の百二十四・五、したがって昨年十二月には四十一の大幅引き上げ、このようになつたわけでございます。これは前回の財源の再計算の引き上げ幅に比較して非常に大きいわけですが、まずこの理由についてお尋ねしたいと思います。

○中島(忠)政府委員 今お話しになりましたように昨年の十二月に財源率の再計算を行ひまして、連合会の分につきましては千分の百六十五・五といふところまで引き上げたわけですが、その理由は、一つはここ数年來いろいろ言われておりましたように平均余命といふものが延びてきておりました

て、それによりまして年金に関する費用が非常に増加してきておるといのが第一番目の理由として挙げられます。

それから第二番目の理由として、将来の年金給付に必要な積立金に不足金が生じているというところが挙げられると思います。なぜ不足金が生じているかですが、一つは、給与改定が毎年行われており、給与改定が行われずと、現在公務員である者につきましても将来の年金額が増加する、そしてまた現在年金を受けておる方はそれだけ年金がベースアップされますから年金額がふえるということがあろうかと思えます。もう一つは、五年前に財源率の再計算を行いました場合に、平準保険料に対して八〇%の修正率を掛けまして現実の実行保険料率というのを算出してあります。その二%が積み重なって不足金を生じておる。それが相重なりまして千分の百六十五・五というところまで引き上がったというふうに御理解いただきたいと思えます。

○吉井委員 また、組合員の掛金率ですが、道府県職員の場合は、前回の千分の五十二に対して今回は千分の六十九、千分の十七の引き上げ幅となっているわけでございます。これは三三%の大幅増加率で、給与改定も抑えられている組合員の負担能力をはるかに超えている、このように思われるわけですが、現行法では長期給付の公的負担の割合が一五・八五%、これは厚生年金の公的負担二〇%に比較して非常に低いわけです。そこで、この公的負担を増加させて再計算による組合員の掛金率の大幅増加を抑えるべきではないのか、このように思うわけですが、いかがですか。

○中島(忠)政府委員 財源率が引き上げられたことに伴いまして組合員の掛金も、先生が今お話しになりましたように引き上げられることになりました。この引き上げ幅を抑えるために公的負担をふやしたらどうかというお話でございます。

このことにつきましては、私たちは厚生年金の場合には二〇%だ、公務員共済の場合には一五・八五%だということで、そこに差があるからという理由でお話をよく聞くわけでございますけれども、そういうサイドからの議論と、もう一つは、現実には年金を受けておる人たちが一人一人当たり幾ら公的負担を支給されておるかということのサイドから見ますと、地方公務員共済の年金額が厚生年金額よりも額が高うございますので、現実の年金受給者という立場に立つて考えますと、率は二〇%と一五・八五%というふうに差がございますけれども、実際の額になりますとほんの少しですが公務員共済の年金受給者の方がより多くの公的負担を受けておるといふ指摘もございまして、そういうような指摘もございまして、私たちの方では、現在の二五・八五%はあながち不当ではないのではないかと考えまして、現在の率をなお採用させていただいておるわけでございますけれども、この公的負担をふやすということは、回り回りをまして国民の税金とか住民の税金ということにはね返ってまいりますので、これをふやすことについては慎重な検討といたしますか国民の合意が必要になると考えますので、先生のお話については若干慎重に構えておるところでございます。

○吉井委員 今回の再計算によって地共済の将来収支はどう見込まれてくるのか、すなわち長期給付の支出が掛金と負担金の収入を上回ってくるのか、いつごろになるのか、また、積立金がなくなってくるのか、この点についてお尋ねしておきたいと思えます。

○中島(忠)政府委員 若干の前提を置いて御説明させていただきます。一つは、組合員数を五十七年度末で固定させていただきたいと思えます。第二番目に、給与改定率と年金改定率を毎年五%というところで見たいと思えます。第三番目は、積立金の運用利回りを年六・五%とし、第四番目に、財源率を現行の財源率で据え置くということ。その他をいたしましては、昨年十二月の財源率再計算の際に用いました資料を用いさせていただきます。

そういう前提でお話を申し上げますと、地方公務員共済組合連合会について御説明いたします

と、単年度収支が赤字になるのは昭和七十五年でございます。それから、積立金がなくなってしまうのが昭和八十四年というふうに計算しております。

○吉井委員 ついでですが、文部省と警察庁の方にお尋ねいたします。

今回の財源再計算が別個に行われたところの学共済、警察共済それぞれの財源率はどうなっているのか、また、その将来の収支見込みはどうなっているのか、お尋ねしておきたいと思えます。

○岡林説明員 公立学校共済の長期給付の財源率につきましては、先ほど御説明がありましたとおり、昨年十二月に再計算を行いました。実行財源率を千分の百二十四・五から千分の百七十三に引き上げたところでございます。十二月一日から実施いたしております。

今後の収支の見通しにつきましては、この財源率を将来にわたって固定し、組合員数を昭和五十八年度以降一定といたしまして、給与改定率、年金増額改定率を年五%、積立金の運用利回りを六・五%、先ほど公務員部長の方から説明がありましたとおり一応前提を置きまして計算いたしました。昭和七十二年度には当該年度の支出が赤字になり、八十三年度に積立金がゼロになる、そういうようなことに相なっております。

○鈴木(良)政府委員 警察の場合も同じように、組合員数が五十八年度以降変わらないという前提、それから給与の改定率及び年金の改定率はそれぞれ年五%とするという前提、積立金の運用利回りを年六・五%といたしまして、さらに財源率を据え置いていくという前提にいたしまして五十九年十二月の再計算によりまして、警察の場合には二つ組合員の区分がございまして、一つは警部以下に階級にある警察官、これは特定警察組合員というふうな言っておりますが、この財源率が千分の百八十九となります。それからその他の者、これは警視以上の警察官と一般職員ということになります。この一般組合員の関係が千分の百七十五ということになります。

その収支見通しでございますが、昭和七十七年度までは収支のバランスが確保されますけれども、七十八年度以降は支出が収入を上回ることとなります。そうして、積立金の取り崩しは八十六年ということになるわけでございます。

○吉井委員 そこで、五十九年十二月の財源率再計算は、今回別途提案されようとしておるところの共済大改革を前提としたものではないわけですね。もしこの共済大改革を仮に実施したとするならば、将来の地共済の収支はどうなっていくのか。なお、その資料はまだ作成されていない、このようにも聞いておるわけですが、この資料というものは今回の共済大改革の国会審議の重要な資料となると思うのです。その資料がなければ国会審議も非常に難しい、このようにも思われるわけでございます。したがって、作成していただかないなら早急にこういつた資料を作成すべきだと思っておりますが、その見通し、それから国会審議に合うのかどうか、この点いかがですか。

○中島(忠)政府委員 この三・四%の額の改定法とは別に制度改正法案というものを国会に提出させていただきます。ただ、お尋ねの通りでございますけれども、その法案が成立いたしましたならば、私たちの方では長期給付の見通しというのをもう一度把握し直さなければならぬと考えておりますが、現在、先生がお話しになりましたように、今の制度改革法案が成立したならばどういふふうな財源率が変わるのかということまでは、関係資料の収集を正直なところまで終わっておりません。この財源率の再計算のためには大変な作業が必要でございますので、そう簡単にできる問題ではございませんけれども、今先生からお話ございましたことを、私たちは今の時点では念頭に置かせていただきたいと思います。

○吉井委員 次に、公的年金の一元化についてお尋ねしておきたいと思えます。

公的年金につきましては、「昭和七十年を目途に公的年金制度全体の一元化を完了させる。」このように五十九年二月二十四日の閣議決定があり

ます。地共済につきましては、五十八年の財政単位の一元化の改正、その後今回の基礎年金の導入等の大改正が予定されているわけでございますが、しかし、その閣議決定でも、今回の大改正以後七十年度までに共済をどう改正しようとするのか全く不明であります。すなわち、七十年度の一元化とは一体どんな形態を考へていらつしやるのか、またそれまでの間にどんな手順、方法で、いつ改正をするのか、これらの点が不明であります。一元化の経過の中で今回の共済大改正がどんな位置づけがなされ、またどんな性格を持つていのか、それがわからないわけです。これでは大改正の内容について十分な検討ができなくなるわけでございます。したがって、まずその一元化の形態とそれまでの間の手順、方法、時期等がどうなっているのか明らかにしていただきたいと思ひます。これは大臣にひとつお願いしたいと思ひます。

○古屋国務大臣 お話しの際につきましては、公的年金制度につきましては、全体の長期的安定と整合性ある発展を図るべく見直しを行うこととしておりまして、その一環としてききに国民年金、厚生年金保険及び船員保険につきまして基礎年金導入を図るといふ改正が行われておるとは御承知のとおりでありまして、今回共済年金につきましても、これと同じような趣旨に沿いました制度改正を行うための法案の審議をお願いしております。であります。これによつて制度の一元化に向けて大きな前進が図られるのではないかとこのように考へております。

手順の問題でございますが、一元化に向けて具体的な内容、手順につきましては、昭和六十一年度までの措置を踏まえまして検討されることになつておりますが、いずれにしても考へ方といたしましては、公的年金制度全体としての長期的な安定と整合性のある発展を図るといふ見地からいたしまして、各制度を通じて給付と負担の公平化が確保されるよう必要な調整を進めまして昭和七十年度を目途としてその実現を図つていきた

い、一般的にはそういう考へ方でありませう。

○吉井委員 今回の共済大改正の下敷きとなつております昨年十月の共済年金制度改革検討委員会の報告では、国家公務員共済による国鉄共済の救済は昭和六十四年度までが限度だから、それ以降の救済のあり方については昭和六十二年年度末までに結論を出すべし、このようになつております。この検討委員会には自治省も当然参加していらつしやるわけですが、果たして地共済が国鉄共済の救済に参加することになるのかどうか、このような方針があるのかないのか、せめてこのぐらいいつ明らかにしていただきたいと思ひます。

○古屋国務大臣 国鉄共済の救済につきましては、国家公務員の方の共済では一応救済に当たつておりますけれども、地共済がこれに参加する考へがあるか、あるいは国共済と地共済で救済する考へはあるかという点について申し上げます。と、地方公務員共済組合審議会からは「国鉄共済組合に対する救済は、国の責任分担を明確にすることが先決である」という御承知のような、六十年四月八日付の答申をいただいておりますので、この趣旨に沿つたように私どもは対処してまいりたい、一般的にはさうな考へ方でございます。

○吉井委員 一説によりますと、地共済は国共済に合併した上で国鉄共済の救済参加が六十五年度から、そしてさらにその五年後の七十年度からは一元化の上で厚生年金にも参加させる、そのために今回共済の大改正を行つて、強引に共済年金の体系や給付と負担の水準を厚生年金にそろえる必要があつたのだ、このようにも言われているわけですが、事実はどうなんですか。

○中島忠政府委員 今先生がお話しになりましたような議論も行われたことがございます。しかし、今回の制度改正のための議論を地方公務員共済組合審議会で行つていただいたときには、国鉄共済に対する態度、姿勢のあり方についてもいろいろ議論がされました。その議論がされた結果、今大臣から御答弁申し上げましたように、「一國の

責任分担を明確にすることが先決である」という審議会の答申になつております。私たちは地方公務員の共済制度について企画立案する際には常にこの審議会に諮問いたしまして、審議会のその答申というものをできるだけ尊重する方向で事務を処理いたしておりますので、今先生がお話しになりましたような議論も知つておりますけれども、ここの間は審議会の答申に従つて事務を処理していきたいというふうに私たちは考へております。

○吉井委員 地共済については五十八年度に財政単位の一元化のために大改正を行つて、従来の十六の財政単位を一本化するため連合会を設けたわけですが、しかし、学校共済と警察共済についてはこれに参加してないために財源の再計算も三本立てであつたわけですね。せつかく一元化によつて地共済の中で制度間の不均衡をなくしようとしていられるのに、なぜ学校共済と警察共済だけがいまだに参加してないのか、この点いかがですか。

○中島忠政府委員 地方公務員全体の共済組合の連合会をつくるということで連合会を発足させていたいただきました。ただ、学校と警察につきましては、特定の職域に属する職員ということ、かつまたそれ相当の職員数もいるということ、かつまたそれ相当の職域でございます。さしあつて地方公務員共済につきましては弱小な組合もございましたので、急がさしていただいて先に連合会を発足させていただきました。先ほど申し上げました、その後警察庁及び文部省の方に対しては、今回の制度改正のときにもさうでございますが、ひとつ連合会に加入して地方公務員関係の共済組合は一本の連合会にしようじゃないかという話をいたしましたところ、警察庁の方からは前向きな返事をいただいておりますが、文部省の方は関係方面との調整がまだ残つておるといふことで、しばらくの間待つてほしいということでございます。文部省の方も相当努力しておりますので、しばらくその努力

というものを見守つていきたいというふうに考へております。

○吉井委員 今御答弁がございましたように、自治省としては学校共済等の一日も早い参加を表明していらつしやるわけですか。

ところで、今回の財源再計算によりますと、連合会の財政バンクは、財源率千分の百六十五・五で八十四年、それから学校共済が、千分の百七十三と連合会の財源率より高いのにより早い八十三年に財政はバンクする、こういうことになつてい

るわけですか。ただ、再計算の方法が若干違つたという点があるのかもしれませんが、この数字だけから判断いたしますと、参加がおくれればおくれるほど地共済連合会の方が学校共済等より有利になると思われるわけですが、反面では、どうせいつか参加することになるのなら、学校共済の財政がこれ以上悪化する前に参加してもらつた方がよいという意見も聞かれるわけでございます。したがつて、国鉄共済の二の舞にならないように学校共済と警察共済の連合会参加について一刻も早く手を打つべきだ、このように思つていますが、大臣のお考えをお聞きしたいと思います。

○古屋国務大臣 今お話し申しましたように、警察共済の方は近く加入するというような方針を伺つておりますし、私もそれができると思ひますが、学校共済の方につきましては若干のいきさつがありますので、いずれ統合しなければならぬが、警察のように今すぐに入り得る状況ではないようでございます。しかし、いずれ早くこれを統合しなければならぬというところはお話しのとおりでございますので、私も文部省とよく話し合ひまして、できるだけ早く一本になるように努力してまいりたいと思つております。

○吉井委員 では次に、今回の地共済の年金改定率平均三・四％について人事院にお尋ねをしたいと思います。

今回の地共済の年金改定率は平均三・四％、これは五十九年度の国家公務員の給与改定率平均三・三七％に倣つたものだ、このように思つて

ですが、国家公務員の給与改定率自体が三・三七％というのは五十九年度の人勤六・四四％を大幅に下回ったものです。人勤は五十七年度四・五八％、五十八年度六・四七％なのに、給与改定はそれぞれ〇％、二・〇三％、このように三年連続の大幅切り下げでございます。最高裁の判決によって公務員の労働基本権制約の代償措置とされている人事院の存在が無視されて、人勤が三年も連続して値切られていくのが現状でございます。こうした事態につきまして人事院はどうか判断をしていらっしゃるのか。勧告さえすれば後は政府任せというのでは人事院の軽量が問われることにならないのか。この点について人事院の御意見はいかがですか。

○丹羽説明員 お答え申し上げます。

人事院勧告制度は、先生おっしゃいますように、公務員につきまして憲法に保障されており、労働基本権を制約されておることに対しまして代償措置として設けられております重要な制度でございます。またこれが公務員の生活を支える給与のほとんど唯一の改善の機会となっているものでございます。この勧告制度が維持、尊重されることと公務員の士気の保持あるいは労使関係の安定、ひいては公正かつ能率的な公務の運営等に欠くことのできないものであるということでございます。そのような理由を御理解いただきまして、ぜひとも勧告を完全実施していただくのが筋であると思っております。ただいま先生御指摘のように、ここ数年勧告の見送りあるいは抑制という事態が続いてございまして、人事院といたしましては、勧告の完全実施につきまして引き続き強く要請していくとともに、国民及びその他の関係者に対して勧告制度の意義につきまして御理解いただくよう一層努力してまいりたいと思っております。

○吉井委員 こういういろいろな事態が考えられて、極端には人事院廃止論まで唱えられているような昨今でございます。ひとつしつかり頑張っていた方がいいと思っております。

五十九年度の国家公務員の給与改定率三・三七％は、地方公務員の場合、財源再計算による五十九年十二月からの年金の掛金率の引き上げ幅は一・七％で、既にその半分が失われているわけでございます。国家公務員の場合は、年金の掛金率が再計算で一・九％、国鉄救済分で〇・五三％、合計二・四三％引き上げられているわけです。これは給与改定の七割が共済掛金の引き上げだけで消えてしまっていることになるわけですね。この上、税負担や公共料金の引き上げ、こういったことを考慮するならば、給与改定は完全に消えてしまっているのではないかと、このようにも思うわけでございます。人事院は、五十九年度の給与改定率三・三七％でやむを得ない、このように考えていらっしゃるのかどうか、この点いかがですか。

○丹羽説明員 先ほど申し上げましたように、人事院の給与改定というものは、憲法に保障されており、労働基本権制約に対する代償措置という大変重要な機能を有しておりますのでございまして。したがって、勧告はぜひ完全実施していただくのが筋である、このように思っております。

○吉井委員 人事院の計算では、人事院勧告どおりの給与改定がないことによる国家公務員の給与の減収総額は、五十六年度から五十八年度までで六千三百億、一人当たり平均四十二万七千円、このように計算をされているわけですが、これに五十九年度の不完全実施分を含めるとどのくらいになるのですか。

○丹羽説明員 勧告が完全実施された場合と五十九年度以降の見送り、抑制実施による差額を五十九年度のみで含めまして役職段階別に試算してみますと、本省勤務の係員の場合でございますが、これは具体的に申し上げますと、行(一)の七等級の五号俸で、妻がいるという仮定で計算いたしますと、約四十万円でございます。それから五等級の七号俸の係長クラス、妻、子が二人ということ仮定して計算してみますと、約六十一万円。それから課長補佐クラス、四等級の十一号俸で、妻、

子二人の場合には約七十三万円。それから行政職俸給表適用職員の平均で計算してみますと、約五十五万円の減収ということになっております。

○吉井委員 同様に、人勤どおりに改定されなかったことによる地共済の五十八年から六十年までの年金生活者の年金減収総額は一体どのくらいになるのですか。

○中島(忠)政府委員 三百五十五億円というのが年金の削減額の総額でございます。

○吉井委員 そこで、自治省は昨年八月に年金生活者の実態調査を行われたわけですが、その結果がどうなっているのか。まだ結果が出ていないのか。あるいは、先ほど申し上げましたように、こういった資料というものは共済大改革のための重要な資料となるわけですから、早急に取りまとめて国会審議に入る前に国会に提出していただきたいと思っておりますが、この点はどうなっておりますか。

○松本説明員 お答え申し上げます。

ただいま先生御指摘のように昨年年金受給者の実態調査というのを実施いたしました。ただいまその数値の精査をいたしております。改革法の審議までには取りそろえて御提出したいと思っております。

○吉井委員 それでは厚生省にちよつとお尋ねをしておきたいと思っております。

自治省の調査結果がまだ発表されていないわけですが、そこで厚生省の国民生活実態調査の結果を使つたならば、五十八年の高齢者世帯の平均所得金額は二百八十万円、前年度の二百八十八万四千円に対する伸び率は、五十八年度の年金改定ゼロの影響でマイナス三・五％であるのに対して、高齢者世帯以外の世帯では対前年度伸び率が三・四％と、たとえわずかでも伸びているのに比較して、著しい対照を見せているわけでございます。

しかもその所得の内訳を見ますと、年金、恩給が五〇・四％と初めて五割を超えた、このようにされております。このように、高齢者世帯の所得でウェートの大きい年金の改定が五十八年度ゼロ、

五十九年度二％、そして今回三・四％の、まあ予定でしかないわけですが、三年間でわずか五・五％の引き上げということでございます。

一方、六十年年度だけでも所得税、住民税の減税は見送られ、三年に一度の土地の評価がえて全国平均二〇％の評価があつた土地では、六十年年度と六十一年度に土地の固定資産税の負担が対前年度比一〇％ずつ引き上げられています。また国鉄運賃は二年連続引き上げ、消費者米価の引き上げ、また医療費の引き上げ等、いわゆる公共料金の引き上げも非常に大きいわけでございます。

三・四％の改定程度では到底追いつかないのではないかと。厚生年金も同率三・四％ですが、老人福祉所管省たる厚生省はこういう現実を、また実態をどういふふうに見ていらっしゃるのか、お尋ねをしたいと思います。

○末次説明員 お答え申し上げます。

国民生活実態調査におきまして、五十七年に比べまして五十八年の所得が下がっておりますのは事実でございますが、これは中身といたしまして五十八年度に稼働所得がかなり落ちたということが主たる原因であるかというふうには考えておりまして、年金、恩給等の額につきましてはそれ相應の伸びは一応は示しておるというふうには考えております。

先生の御質問でございますが、總体的に申し上げますと、厚生省としましては、本格的な高齢化社会の到来を迎えるわけでございますので、その中で健康で生きがいのある生活を不安なく送るということが必要であるというふうには考えておりまして、いろいろな施策を総合的に推進していく必要がある。その基本といたしまして、やはり制度が長期的に安定し、国民にとって信頼できる制度にしていくということが必要である、このような観点で年金あるいは医療保障につきまして抜本的な改正をいたしまして、また健康の問題につきましても、壮年期からの健康づくり、これを柱にしました高齢者の健康対策あるいは生きがい対策を含む老人福祉対策、こういうものを総合的に推

進んでいきたいというふうに考えております。

○吉井委員　そこで、老人福祉はここ数年だんだん後退を重ねているという感が非常に強いわけですが、例えば医療については五十八年二月から七十歳以上無料が廃止されて定額負担を導入された。年金については厚生年金、国民年金に就いて今回の共済年金の大改革。その他の福祉サービスも、六十年度には老人ホームの入所者から原則月一万円の食費を徴収し、また入所者の負担限度も養護老人ホームで月五万から六万、これは当然食費を含んでおりますが、特別養護老人ホームで月六万円から八万円とそれそれ引き上げられているわけですね。そして六十一年にはさらに、老人医療への定率制の導入、それから老人病院と特別養護老人ホームとの中間施設をつくって、このこと自体は非常に結構なことですが、国の措置費負担をやめて、かわりに医療費に定率を、また介護費に自己負担を導入して、不足分は国、地方自治体、被用者保険等で持つという老人の負担強化が検討されている。このようにも聞くわけでございます。

現在寝たきり老人が全国で四十八万人、特養ホームの空きベッド待ちが一万五千人もいらつしやる。潜在者はもつともつといらつしやるのではないかと、このようにも思われます。そのため、特養ホームづくりや専門家の養成、それから短期預かり、それからヘルパーの増強、こうしたことが必要とされている現状なのに、国の財政再建のために新規施設は抑えられて、既存制度は後退をしておる。老人が増加すれば医療、年金等がふえるのは当然のことでありまして。にもかかわらず、果たしてこれで本当に老人福祉と言えらるのかどうか、非常に疑問を持たざるを得ないわけでございますが、厚生省の考えをお伺いしたいと思います。

○末次説明員　お答えいたします。高齢者が増加いたしますとともに医療、年金といったコストがかかるわけでございますが、それを国民全体がどういふふう負担していくかということが一つの基本的な立場として考えなければ

ならぬところだろうというふうに考えております。一番基本として制度の仕組みを考える場合に考えなければならぬことは、制度が長期的に安定し、信頼のできるものにしていくということであらうかというふうに考えておりました。これは、医療であろうと年金であろうと、また福祉であろうと同様ではないかというふうに考えておるわけでございます。国民にとりまして、制度をそれぞれ支えていくという立場からいいますと、その制度が公平でかつ信頼ができるというふうな観点重視しなければならぬわけでございます。そういう意味で負担する国民の側、それから利用する国民の側、いろいろあるわけでございますが、その間の調和をどういふふうにつけていくかというところが一番大事なところかと考えております。

そういう観点からいまして、ただいま御指摘のございました点につきまして、その間のバランスを図りながら応分の負担をお願いしていくということは、これからの高齢化社会を迎えるに当たりましてある程度やむを得ないことではないかというふうに考えております。

○吉井委員　では、大蔵省にちよつとお尋ねをしておきたいのです。大蔵省は現在、年金収入について認められている老年者年金控除や給与所得控除の廃止または引き下げを実施したいとしていらつしやるようですが、これは事実ですか。もし事実であるならば、このように医療、年金、福祉サービスのほか税制面でも老人をねらい撃ちにして福祉を後退させなければならぬ理由は一体何なのか、大蔵省の御見解を伺いたいと思つております。

○濱本説明員　お答え申し上げます。先ほどから御議論に出ております高齢化社会を迎えるに当たりましては、公的年金制度、さらに私的年金制度を含めまして全体としての年金制度につきましても、総合的な税制というものを整備してまいらねばならない、この問題が非常に重要な問題であるということにつきまして十分認識いたし

ておるつもりでございます。ちよつとただいまいろいろ議論の進んでおります公的年金諸制度の改正の方向を見きわめました上で、今後遅滞なく検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○吉井委員　ところで、去る三月六日の与野党幹事長・書記長会談で、寝たきり老人の減税については政策減税として政調それから政審会長会談で検討すること、このようになっていたわけですが、であるならば、現行のこうした寝たきり老人の税制控除七十三万円をむしろ百万円に引き上げたらどうか。これに要する経費は、わずかと云っては語弊がありますが、三十億円程度でしかありません。早急にこれをひとつ実施すべきではないか、このように思つておりますが、大蔵省、厚生省、いかがですか。

○濱本説明員　控除制度につきましては、全体的なバランスの問題その他いろいろ考えなければならぬ多くの問題があるかと存じておりますけれども、ただいま御指摘のございました寝たきり老人に対しまして減税の問題など政策減税の問題につきましても、先般五月九日の幹事長・書記長会談を踏まえた野党の政調・政審会長会談でお話し合いが進んでおりますので、その推移を私どもとしましては見守つてまいりたい、そう考えております。

○吉井委員　戦後四十年、日本の経済がこれまでに成つたのは今の高齢者の働きによるものであり、これはもう衆目の認めるところであります。しかも、国の財政再建を必要とする事態を招いたのもこうした高齢者の方々に責任がないわけでは、そのしわ寄せを高齢者に押しつけるのは本当にどうかと思つております。年金改定のスライド基準に給与を持つてくることは仕方ないとしても、それは値切られた後の数値ではなくして人勤の率そのものを用いることにすべきではないか、これに対して大臣はどういふふうにご考えていらつしやいますか。

問題は、大蔵省から話しましたように、党の方で今やり方を決められるということでございますので、それに従つてまいります。

それから、年金額の改定に当たつて人事院勧告率を用いることはできないかという先生の御質問だつたと考えておりますが、地方公務員の共済年金につきましても、国家公務員の共済年金と同じように、恩給の増額措置に倣ひまして現職の国家公務員の給与の改定率を基準としてその額を改定してまいつたところでありまして、年金額の改定については、現職公務員の給与に比較いたしまして退職公務員の年金の給与額が高くなる、あるいは低率の給与改定を受けてやめた人と人事院勧告率によつて年金額の改定を受けた人の間に格差が生ずるといふような問題があります。したがって、年金額の改定に当たりますと、人事院勧告率をそのまま用いることはそういうふうな見地から適当ではないのではないかとこのように考えております。

○吉井委員　こうして年金改正のいろいろな答弁を聞いておられますと、自治省は人勤どおりできないその理由として、しばしば国共済との横並びを引用されるように聞こえるわけですね。しかし、地方公務員の三百二十万人は国家公務員八十万人の四倍という数になるわけですから、国がやらなから地方はできないと言わずに、やはり共済の改正には地方がひとつ積極的なイニシアチブをとつて真剣に検討をしていただきたい、このように強く要望をしておきたいと思つております。

次に、地共済と退職者医療制度についてでございますが、昨年十月から地共済でも医療費の本人一割負担が導入されたわけでございますが、これについては、自治省の指導で一世帯月三千元を限度として付加給付で組合が負担できることになっておりますが、各組合の実施状況はどうなつておりますか、お尋ねをします。

○中島(忠)政府委員　家族療養費に係る付加給付あるいは本人の一部負担に対して払い戻しがある

ておるといふことを聞いておりました、これを踏まえて国保の健全な運営を確保するため適切な方策がとられると考へておりますが、自治省といたしましては、国庫補助制度の変更に伴ひまして市町村国保の財政運営に支障が生じないように、所要の額が確保されるよう厚生省並びに大蔵省に対して強く要請してまいりたいと思つております。

○吉井委員 以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○高島委員 経塚幸夫君。

○経塚委員 最初にお尋ねしますが、部長、先ほど年金生活者の実態調査はまだ集計中だという御答弁があつたのですが、そうしますと今度の額の改定、さらに制度改正に当たつてはこの調査の実情は反映をされておらぬわけですか、その点はどうですか。

○中島(忠)政府委員 今回の御審議願つております三・四％のペアに係る法案の作成に当たりましては、先ほど大臣からも御答弁申し上げておりますように、国家公務員の給与が五十九年度におおむね三・四％引き上げられた、それを基準にいたしまして恩給も共済年金もとにかく改正させていただきますというところでございます、この考え方は従来ともそういう考え方でやらせていただいておりますわけでございます。

なお、年金生活者の実態調査につきましては現在精査中でございます、その内容は随時私たちがの方でも見ておるわけでございますけれども、私たちが方ではいろいろな共済年金制度につきまして企画、立案するときにはその都度参考にしておるわけでありませぬ。

○経塚委員 そうすると、額の改定に当たつては国家公務員の給与改定横並び、それからまだ本格的な審議に入つておりませんが、制度改正については実態調査の結果も反映をした、こう承つてよろしいわけですか。

○中島(忠)政府委員 随時参考にしておるといふことでございます。

○経塚委員 制度改正の問題はまたいづれ論議をいたしますが、そうすると、今回の年金の額の改定問題であり、国家公務員の給与改定横並び、これは一体何の法令のどこにそういうことが定められておるのですか。

○中島(忠)政府委員 先ほどいろいろ御説明させていただきましたけれども、私たちが年金制度を考へる場合に、年金制度といふのはどういふようなことで成立しておるのかといふと、現役の労働者の掛金によつて成立しておるといふ柱を忘れるわけにはいかないと思ひます。その現役の公務員が五十九年度三・三七％、おおよそ三・四％の引き上げをされましたので、それをもとにいたしまして今回私たちが方では額の改定法案を出させていただきますというところでございます。

○経塚委員 私、お尋ねしましたのは、額の改定に当たつては給与の改定額に横並びというふうなことは何の法律のどこにお決りなつておるのですか、法令上の解釈をお尋ねしておるのです。

○中島(忠)政府委員 そういふことをきかちつと法律で決めてあるわけではございませんが、考え方の基本として私が申し上げたような考え方の基本で対応してきておるといふことでございます。

○経塚委員 法令の改正を論議しておるのでありますから、法令にきかちつとされておらぬことを、考え方の基本に基づいて、見解に基づいて提案されるということになりますと、これは邪道じゃないですか。法令の第何条何項にこういうふうな決まっております、それに基づいて今回こういうふうな改正をする、額の改定をやるといふことであるならば審議に値しませぬ、そんなことは法令できかちつと決まっております、見解に基づいてということになりますと、法令を横に置いての論議になりますよ。どうもこれは解せぬですな。いかがですか。

○中島(忠)政府委員 きかちつと法令で公務員の給与改定を基準にして決めるということが書いてあるわけではございませんけれども、これは共済組合法の七十四条の二でございませぬけれども「年金

である給付の額については、国民の生活水準、地方公務員の給与、物価その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情を総合勘案して、すみやかに改定の措置を講ずる」という規定が宣言規定として置かれておる、その宣言規定に基づく今回の改定でございます。

○経塚委員 そうしますと、この七十四条の二、これは三つでしょう。「国民の生活水準、地方公務員の給与、物価その他の諸事情に著しい変動が生じた場合」、地方公務員の給与の問題は、この三つの項目の中の二つの項目にすぎないわけでしょう。これを唯一無二のものとして改定の額を定めるといふのは、七十四条の二の精神にも反するんじゃないですか。反するでしょう。これだけで横並びでしょう。あとはどうなつておるのですか。「国民の生活水準」と三つ目の「物価その他の諸事情」、これは棚上げですか。そうなりますよ。

五十八年度は据え置き、五十九年度は二％、六十年度三・四％、最低保障額五十七年七十九万二百円、六十年八十三万五千円、これでアップ率は五・六六％でしょう。この間消費者物価六・九％の伸びでしょう。七十四条の二の「物価」といふのは考慮に入れておらぬわけですか。そうなりますよ。どうなつておるのですか。

○中島(忠)政府委員 そういふ諸事情というものを総合勘案して改定するわけでございますけれども、その総合勘案する場合に政策判断をいたしまして、公務員の給与改定の率を基準にして決めるという政策判断をさせていただきますわけでございますが、先生がお挙げになりました三つのほかにも他の事情というものがございませぬ、そういうものも総合勘案して私たちが方では政策判断をしておるわけでございます。

○経塚委員 いや、その三つ目の物価の状況を判断するのなら、物価上昇分だけでも六・九％上げなければならぬのですよ。その差が一・三％あるわけですからね。その他の諸状況を総合的に勘案をして上げるならよろしいが、これは総合的に勘案をして引き下げているじゃありませんか。勘案

するといふのは、改定をするための勘案なんですよ。物価が六・九％上がつておるのならそのことも考慮に入れて、六・九％の消費者物価の上昇率を下回らぬように、最低六・九％に合うような改定をやらなさいませぬ。そうでしょう。それで、地方公務員の給与に就つた、こう言ひますけれども、今度は地方公務員は国家公務員の給与に横並びになつていく。こういうことで、地方公務員の給与も地公法によれば五つの基準があるわけですからね。国家公務員の給与問題は一つにすぎないわけでありませぬ。

だから、地方公務員の給与に就く、物価上昇率は横へ置いてしまふ、国民の生活水準も横へ置いてしまふ、そして地方公務員の給与の条項だけ取り上げる、これは国家公務員の給与と横並び、それは地公法の給与条項の五つの項目の中の二項目だけ取り上げて地方公務員の給与の問題は決まられていく、こういうことで何も総合的に勘案してはございません。総合的に勘案するのには言葉だけであつて、しかも引き下げる理由として使つておるだけであつて、実際に横に並んでおるのには公務員の給与の改定率だけでしょう。そうじゃないですか、どうですか。

○中島(忠)政府委員 年金の改定というが、年金の改善を図るための要素というのが、そこに書いてありますようにいろいろございませぬ。先生がお話になりますように六・九％という改定をするということになると、今度は地方公務員の給与の改定というのを考慮してないといふことになるわけですが、地方公務員の給与の改定とかあるいは物価の情勢、国民の生活水準、その他の事情というものをいろいろ考へまして、この際政府といたしましては、公務員の給与改善率というものをもとにして改定するのが一番妥当である、国民的な合意を得やすいという判断をしたわけでございます。

○経塚委員 くだいようですが、部長の答弁には矛盾がありますから私は改めてお尋ねをしておるわけでありませぬ、物価の上昇率を考慮に入れた

ら地方公務員の給与という条項があるのにそれを無視しておるじゃないか、こう言われるとあなたはおつしやる。しかし、地方公務員の給与だけを取り上げたなら、物価の上昇率を無視していることになりなさい。地方公務員の給与の改定も考慮に入れなさい、そして物価の上昇率も考慮に入れなさい、国民生活の水準も考慮に入れなさい、法令上はそうおつておるのでしょうか。だから三つ組み合わせなければいけません。しかし、けさほど来からの答弁は、基準として入れているのはずつと一つの条項だけですよ。だからそれは矛盾しているじゃないですかと言っているのです。おまけに、何のためにこれは法律として一本で独立しているのですか、地方公務員の共済組合法ということと。

これが法律一本ならよろしいですわ。そして法律の中に、国家公務員あるいは国公共済のこれに右へ做えという条項があるならよろしいわ。そこまで縛りかけておらぬ。それでしかも一本の独立法、ここに至るには至るなりの経緯があつたわけでしょう。まだこれは一元化されておらぬわけでありまして、その経緯を踏まえてその特異性というものを生かさなさいことには、何のための一本の独立した法律なのか法制定の意味もなくなるといふんです。地方自治の存在の意味もなくなるといふんです。だからこれをお尋ねをしておるのです。

これは議論をしておりまして平行線になると思いますが、しかしこの程度のことでは、年度の年金の改定に当たっては実態調査を反映しておらぬとおつしやいますから、それはあえて私はいくらおつしやいけれども、これでは期待にこたえておらぬでしょう。期待にこたえておると部長はお考えなんでしょうか。

○中島(忠)政府委員 期待と申しますのは、年金受給者の期待というふうにお考えいただけますが、年金受給者の期待にこたえらるるとも、年金の収入を支えておる現在の公務員の状況というものもまた考えなければなりませんので、総合勘案して

こういう案を提出させていただいておるといふこととでございます。

○経塚委員 これは、物価上昇率も面倒見てやらぬようなことでは到底年金生活者の要望にこたえないものとなっております。

次の問題をお尋ねしますが、公務災害の問題です。

養護学校関係の公務災害であります。東京の基金支部に申請をした人の中で八人が検討中ということがあります。このうち七人は昭和五十六年の六月から十二月に申請を受理されておるわけでありまして、長い人はもう四年もかかっておるのです。何でこんなにかかるとおるのか。これは前もつてお知らせしてあります。もう調査になつたと思ひますが、個々のケースの説明はよろしいです。これはどうして四年もかかるという状況になつておるのか、一般的な御回答として見解をお伺いしたいのです。

(委員長退席、愛知委員長代理着席)

○中島(忠)政府委員 昨晚、質問の通告を受けてまして東京都の方に連絡したわけですが、東京都の方は既に帰宅しておりました。ただ、本日の午前中にかけていろいろ聞いたわけでございますけれども、七件といいますが、七件の中で西村広美さんと三上田蔵さんの二件については、東京都の支部の方の話ではもう片づいておるのじゃないかというふうには私達は理解をしておりますが、あとの五件はまだ検討中だという話を東京都の支部から聞いております。

いろいろ難しい事情もあるようでございますけれども、いずれにいたしましても、申請を受理いたしましてから年数がこれは少し経過し過ぎておる。したがって私達の方では、できるだけ速やかに公務上か公務外の認定をするように指導していかねばならないと思ひます。

○経塚委員 ちよつとぐらいいくれている程度ならこれは了解できますよ。普通の労災の場合は半年とか一年。それが、一年三カ月ぐらいいかかっておるとか八カ月ぐらいいかかっておるとかいろいろのな

ら了解できますよ。四年たつてまだ審査中だといふのはどういふことなんでしょうか。東京都の教育委員会の福祉課ですか、ここも首をかしげているんです。それで何か基金の方へ問い合わせをしてみますと、人がかわつたから一からやり直さなければいかぬと言つておるのです。そんなあほな話がありますか。申請した方はたまたまものじゃありません。四年たつてまだ検討中、そして人がかわつたから一から……。

これはちよつと大臣にお尋ねしますが、大臣の方も基金の運営につきましては随分責任があるわけですね。第一条には、「迅速かつ公正な実施を確保する」と言つておるのです。そして二十条では「自治大臣の権限」として、「自治大臣は、基金の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、基金に対して、業務若しくは財産の状況に報告を求め、あるいは第二十一条では、命令権もあるわけなんです。これは、大臣としての基金に対する迅速かつ公正な運営についての指導の責任は大変重大だと思つておる。四年といふのはちよつとむちゃくちゃですよ。申請した人にとってはこれはたまたまものじゃないですね。

公務で、時には腰痛症あるいは頸肩腕等治療を受けながら、二年たつても三年たつても結論が出ない。満四年たつても出ておらぬ。一体自分のことを補償の責任を負う基金がどう考えておるのか。しかもこの基金は、御承知のように補償は地方公共団体にかつて行つ、こうなつておるのです。自分を雇用しておる地方公共団体にかつて行つ。ここがこんななずさんな、考えようによつてはこんな無責任な態度で我々を見ておるのか。これは耐えられたものじゃないですよ、肉体的な苦痛もさることながら、その精神的な苦痛も。どうですか、この点については、これは迅速に結論を出すように指導すべきだと思つておるがね。

○古屋國務大臣 お話しの具体的ケースについては私も知りませんが、ただお話のようにそんなに長くかかるということはどういふわけかと言われますと私もわからないわけでございますが、わか

らなくてもとにかくこの問題は基金を通じましてできるだけ速やかに処理するように、その調査を早くして早く結論を出すように私も督促をいたしまして、適切な指導をしまつてまいりたいと思つております。

○経塚委員 これは資料ございますか。障害児教育関係、公務災害についての申請が何件。過去五年間なら五年間でよろしい。それでその申請に基づいていく認定件数がどうなつておるのか、公務外、公務、この資料ございますか。

○中島(忠)政府委員 障害児教育に関するという観点からの調査はいたしておりませんが、そういうところまで分析はございません。

○経塚委員 私は、三年も四年も審査にかつておる一番大きな原因は、公務とそれから疾病との因果関係の問題についての基本的な姿勢をどういふふうにして立てておられるのか、ここに最大の問題があると思つておるのです。職員が何年かごとに交代をするとかあるいは審査に当たる常勤、しかも専門職的な人がおらないとか、いろいろな体制上の問題もありません。これは改善をしなければならぬ問題だと思ひますが、同時に公務と起つた疾病との因果関係について、障害児教育の現場でこのやうな因果関係についてどういふ見解を持っておるか、私はここに重大な姿勢の弱点、立ちおくれがあると思つておるのです。それで今公務員部長に過去五年なら五年でよろしいから障害児教育関係の公務災害について申請が何件あつたのか、このうち公務と認定をされたのが何件あつたのか、こうお尋ねしたのです。

これは資料とおつしやらないとおつしやるのです。これは資料とおつしやらないとおつしやるのです。が、つて一定の判断をしてもらわれないと、依然としてこれから申請が出てきても、三年たつても結論が出ないとか五年たつても出ないとかいふ状況が続くと思つておるのです。

そこで、これは若干の資料で全国的な資料でございますが、東京と神奈川とそれから埼玉の例をちよつと申し上げておきたいと思つておるのです。養護学校、疲れが慢性的な状態だと調査の結果

答えた人が東京都の場合は二九・六%、約三〇%です。神奈川県の場合は異常と考えられる、こういうふうには自覚症状を訴えたのが、これは高いですね、五一%です。それから首、肩、背中、これは障害児教育の現場の病状の特徴であります。東京の場合は四七・九%です。埼玉が五七%です。大体数値が類似しています。それから腰痛症、東京が三七・三%、神奈川県が三八%、埼玉が三八%、これは県が違いますが結果としてはほぼ共通しています。

それから、これも重要な資料であります。この一年間に治療を受けた経験があるか。神奈川県が五五%です。埼玉に至っては何と八四・五%、八割がこの一年間に治療を受けた経験を持つておるといふ結果が出ておるんですね。現在なお通院中というものが埼玉の場合で二八・七%出ておるので、一般的な傾向なんですよ。東京、神奈川県、埼玉、三つの県だけでありますけれども。

したがって、この障害児教育の現場においては、今申し上げましたように自覚症状あるいは疲れが慢性的であるとかあるいは肩、腕あるいは腰痛症、しかも治療を受けておる、こういう率が非常に似通っておるわけでありまして、これは明らかに職業に基づく発症症状だと推定ができるわけでありまして、その点はいかがですか。

〔愛知委員長代理退席、委員長着席〕

○中島(忠)政府委員 公務災害の認定に当たりましては、これは労災の場合も国公災の場合も同じでございますが、公務と災害との間、公務と疾病との間に相当因果関係というものが認められるかどうかということによって判断しておるところでございます。この公務と疾病とがあるいはまた公務と災害との間に相当因果関係があるということ、を言うためには、災害、疾病そういうものの発生に不可欠な条件となつた一切の事情というものを基礎といたしまして、公務と疾病との関係が経験法則上相当因果関係にあるというふうな認められなければ現在労災においても国公災においても災害補償制度においては公務上のものとして認め

られない、相当因果関係があれば必然に認められるというところでございます。

○経塚委員 私は今三県の学校全体の一般症状について症例を挙げたわけですが、健康障害は特に婦人に多いんですね。長野県の障害児生徒の寄宿舎の寮母さんの場合ですが、腰痛が何と七八%、通常の約倍ですね。現在通院中が二九%、三割です。大阪の養護学校の婦人の教職員について二年間にわたつて調査をした結果が出ておりますけれども、健康がよくないというのが四十年代では五八%です。医者にかかったことがある、特に腰痛あるいは肩、腕等々、七一%です。

大阪府立の八尾の養護学校の婦人関係も調査しておりますが、健康状態がよいと答えたのが三十九人の中でたった一人だけです。腰痛が五一%、それから半慢性的症状を含めて慢性的とみなされるのが六九%、七割出ておるんですね。特に婦人の場合、これは重大な問題であります。流産、切迫流産など妊娠障害、神奈川県が実に二五%、長野の場合は流産、切迫流産、これを含めまして妊娠障害の経験者が五三%です。二人に一人が流産とか切迫流産、妊娠障害です。これは大変な数字だと思います。

大阪、先ほど申し上げました百七十四人の妊婦の調査、十七校に及んでおりますが、これが一九八三年度では流産、切迫流産だけで四〇・三%です。八四年、昨年は三三・四%です。全国で最大のマンモス校と言われておりますのが豊屋川養護学校であります。実に異常が六九%なんですね。これはちょっとひどいと思うんですよ。こういう状況から推測するならば、職業と疾病との因果関係というのは明々白々だと思ふのです。

文部省、来ておられますか。——今私は症例を申し上げましたけれども、全国の養護学校の職員の健康障害の実態調査をされたことがありませんか。

○下宮説明員 お答え申し上げます。特殊教育諸学校の教職員の健康の実態について、文部省としては毎年調査は行つていません

が、昭和五十四年度に公立の養護学校教職員の腰痛等の疾病異常について調査したところによりまして、腰痛症四・七%、頸肩腕症候群一・〇%となつております。

○経塚委員 五十四年度の調査でしよう。これは公務員部長の方で資料はないですか。養護学校の頸肩腕、それから腰痛症の公務災害申請は一番最初に何年度ごろから出始めたか、それは資料ありますか。

○中島(忠)政府委員 災害補償基金の方では現在そういう資料は持つていないようでございます。

○経塚委員 今の文部省の答弁を確定づけるような何の資料もないわけですが、これは資料をとつてごらん下さい。逆の結果が出ますよ。障害児教育の関係で公務災害としての申請が相次いで出てきたのは、私今若干の数字を挙げましたけれども、五十五年、五十六年、この年に初めてたくさん出てきたんです。文部省の調査はそれ以前にきたのは五十四年以降じゃないのですか。どうなのですか。

○山田説明員 お答えいたします。

御承知のように、養護学校教育の義務化を行いましたのは五十四年でございます。それ以後障害の重複した子供がたくさん盲聾養護学校などに入ってきたという事実はございます。数値的に見ましても、手元にある数値でございますが、昭和四十七年当時は重複障害児生徒数が小中学部で見ますと八・三%ぐらいでございます。五十四年から義務制をやりまして、五十二年で一八・九%、それから五十四年には二四・九%、それから昨年でございますが、その時点では三六・二%、これは重複障害ということとらえておりますが、やはり養護学校教育の義務制実施以後非常に重複障害の子供が教育を受けるようになった実情があらうかと思ひます。

これも大阪の例であります。豊屋川養護学校は五十年には児童数が小学校の場合三十三人ですが、これが五十九年は百八人、三・二七倍にふえているんですよ。教師の数は五十年と五十九年を対比いたしますと二倍しかふえておらないわけですね。だから、教師対児童数は、五十九年度ですと、実に三・六倍なんですね。これは数だけじゃないです。持ち時間も、五十年は十九ないし二十一時間だったのが、二十六ないし二十七時間です。三割ふえているんですよ。中学校に至りましては、五十年は生徒数十二人が、五十九年は百十八人ですから九・八倍ですね、九・八倍に急増しているんですよ。これに対する教師の数は四・五七倍しかふえておらないわけですね。こういう実態を見たらこれは明白でしょう。

これも同じく調査でありますけれども、休めるか、休暇をとれるかという質問に對しまして、とれないと答えたのが七九・八%、八割ですね。生理休暇はひどいですね。八尾養護学校の場合は、生理休暇がとれないと答えたのが六九%、七割近くが生理休暇は全くとれない、こういう状況ですから、流産あるいは切迫流産、妊娠障害等々が出てくるわけでしょう。

建物の面積にいたしまして、八尾養護学校の場合は、高等部であります。必要面積四千七百八十九平米、これに對して現有面積が三千三十一平米。文部省の基準から見ますと、基準に對して六五%ですね。だから、特別教室をつぶして普通教室にしていくあるいはプレハブで建て増しをしていく、階を上へ積んでいくというようなことで労働条件が大変過密な状況、これが五十五年から五十六年以降にかけまして例を挙げましたようないろいろな疾病が急増してきた最大の背景になつておる。

それですから、何の資料もなくして、この公務災害と、それから公務との因果関係があるのかなのか、個々のケースを見ておつただけではもう時間がかかつて時間がかかつて、そうして一定の定かな基準は個々のケースを追つていかないと

には出ないわけでありませうから、似たようなケースでも公務として認定されれば、似たようなケースでも公務外としてしか認められないというような差も出てきたり、ある人については一年で結審するけれども、ある人については三年も四年もかかるという状況が出てくるのです。だから、私はこれは一回洗い直しをしてみる必要があるのじゃないかと思うのです。

そこで、まず文部省にお尋ねをしたいのですが、これは文部省の調査、教育委員会の調査とごさいませんで、改めて地方の教育委員会を文部省が指導して、健康障害が出ておるのか出ておらないのか実態調査をやる必要があると思うのですが、その点いかがですか。

○下宮説明員 お答えします。

実態調査をすることにつきまして検討してまいりたいと存じます。

○経塚委員 それはもう直ちにやってください。それから、この文部省の基準に基づく各学校の面積あるいは教員の配置状況など、こういう教育環境の問題についてもあわせて調査をする必要があるのじゃないかと思うのですが、その点はいかがですか。

○藤谷説明員 お答え申し上げます。

二点ございましたが、まず教員配置につきましまして、御承知のように標準法というのがございまして、現在、五十五年から十二年計画で順次進めようということで、行革特例法期間中ございまして、この点については優先的に厳しい中で少しづつやっております。

それで、先ほどおっしゃいました、子供が三倍四倍になったのに教員が二倍ちよつとであるというふうなお話もございまして、当時重度重複という子供たちがふえるという予測がございましたので、先生の子供を持つ時間といえますか人数についても、例えば五人持っていたものを三人くらいに減らそうとか、そういったいろいろな改善の要素を組み入れているわけでございます。したがって、現有と基準との職員の配置ということについて

ては、大体现在進めている基準に対してはその例に近いものが出てきていると思えますので、これは特別に細かく調査する必要は必ずしもないと思えますが、施設については、先ほどおっしゃいました現有の率が六〇とかいろいろございまして、その点は基準対現有ということで把握ができるかと思っております。

○経塚委員 最後にちよつと大臣にお尋ねをしたのですが、これも養護学校の関係者が、仕事の実情について教職員にアンケートをとった資料があるのですよ。一昨年の十一月でありますから、若干資料が古いかと思うのですが、随分深刻な状況が出ております。

これは、知恵おくれの養護学校の例であります。七十五キログラムの女生徒が時々動かさず座りこむ。時程に追われるので移動が大変である。高等部です。七十七キログラムぐらゐの子がだらにいる。クラス七人のうち五人は立ったりすわたりする際、両手をもつてかなり力をこめてひっぱらねばならない。こういう状況がしょつちゅう起きておるわけですね。

重複、これは肢体不自由と病弱の養護学校の例であります。肢体不自由とちえおくれをあわせもつ重複児にも思春期がやってくる。感情の起伏がはげしくなり自己主張がはつきりしてくる。自分がいやな時は強固に動かない。移動のたびに声をかけ、体をもちあげるようにして動かす。体重は五十キログラム近い。子どもにお腹をかまされたり腕をかまされたりしたこともある。「一日何回かわからない位、子どもを床からかかえあげるとき、うなる程足の膝が痛い。重複児学級十人いるが、十人とも全介助」おしめも取りかえなければならぬわけですね。「五人の担当だが、欠席者や妊娠中の人もあるので大変。」

いづれも休暇がとれない最大の理由は、自分が休めばほかの先生にその重荷がかかってくる。とりわけ、この障害児学校に勤めておられる先生方は、やはり自分の体を犠牲にしてでも障害児のためにという献身的な考え方が非常に強い人たち

が、みずから進んでこういう職場に働いておられると思うのです。しかし、自分の命がこうしてむしばまれていって、治療も休養もとれないという状況は放置できないと思うのです。

そこで、審査を速やかにするために、そしてまたそういう病に侵された場合には気軽に申請ができるという状況を、道を開くためにも、一番大事なこと、公務、自分が行っておる職務と、起きてくる肩や腕の痛み、腰痛症などの病気の因果関係があるのかないのか、これを明確にすることがとりあえず重要だと思つておるわけでは、今文部省が実態調査をされるというわけでありませうから、この資料も参考にさせていただきます。

○中島(忠)政府委員 大臣からお答えいただく前に、少し事務的な説明をさせていただきます。先生が今いろいろお話しになられましたような勤務状況といえますか、そういう状況というものが、公務災害認定のときにはできるだけ詳細にとりまして、言いかえれば、公務災害の認定に当たりまして、できるだけ本人の有利になるような状況というものを資料として集めまして公務災害の認定に当たつていく、そして相当因果関係のあるなしというものを判断していく、そういうふうな姿勢で臨まなければならぬのじゃないかというふうにご考慮をさせていただきます。

○古屋國務大臣 今、公務員部長からお話ししましたように、この問題は大変気の毒な状況でございますので、私も適切な措置をとるよう努力してまいります。

○経塚委員 終わります。

○高島委員 岡田正勝君。

○岡田(正)委員 私の勝手時間で変更させていただきます。申しわけありませんでした。質問に入らさせていただきます。まず第一点は、地方公務員共済組合も成熟度が相当急速に進んで

いると思つておるわけですが、その状況と平均受給年金額は現在どのようになっておるかが。

○中島(忠)政府委員 お答え申し上げます。成熟度につきましては、少し年を追って申し上げますと、昭和四十年は三・七%でございましたが、五十年は二・二%、五十八年度は二・二%という状況でございます。

地方公務員共済組合全体の平均退職年金額は、五十八年度末で二百五十万円でございます。

○岡田(正)委員 現行制度のままで、将来の年金財政の見通しはどのようになっていくのでありませうか。

○中島(忠)政府委員 一定の条件を置かせていただいで御説明させていただきますが、一つは、組合員数が五十七年度末で一定させていただきましたと思つておる。二番目は、給与改定率と年金改定率が毎年五%あるという前提でお願いしたいと思つておる。三番目は、積立金の運用利回りを年六・五%。そして第四番目は、財源率というものは現行の財源率で据え置かしていただいで、積立金がなくなつた後は賦課保険料率で計算させていただきます。そして、その他といたしまして、昨年の十二月に財源率の再計算を行いましたけれども、そのときの基礎率というものをいささせていただきます。

そのようにして計算いたしますと、地方公務員共済組合連合会で申し上げますと、単年度収支がマイナスになる最初の年度は昭和七十五年でございます。積立金がゼロとなる年度は八十四年度でございます。そして積立金がゼロとなつた後は、先ほど前提でお話し申し上げましたように賦課保険料で行きますけれども、そのピークとなる年度は昭和九十三年の、千分の五百六十四でございます。

公立学校、警察につきましてもそれぞれ数字が出ておりますが、先生の方からお話がございます。御説明もまた申し上げたいと思つておる。

○岡田(正)委員 年金額の改定は、賃金の変動を基準とするのと物価の変動を基準にするのと、その特質について、どちらによるべきとお考えでございませうか。

○中島(忠)政府委員 これにつきましましてはいろいろな考え方があられるかと思いますが、厚生年金の場合には物価の変動によって改定しておられるというのが基本的な立場でございませう。公務員共済の場合には、基本は公務員賃金によっておられますけれども、一部、物価の変動による厚生年金の例に倣いまして改定しておられることとございませう。

このいずれが有利というか、いいかということにつきましましては非常に難しいのでございませう。このときどきの経済情勢の変動によりまして異なっておりませうけれども、仮に昭和五十一年度以降物価の変動率と公務員給与のアップ率というのを並べてみますと、物価の変動率が公務員給与のアップ率をオーバーした年が四回、その反対の年が五回ということとございませうので、ほぼ同じような状況ではないかと思ひます。

○岡田(正)委員 最低保障の適用を受ける人の数です。それはどのくらいですか。

○中島(忠)政府委員 新法年金、現在の共済組合法になりましてからの年金でございませうが、新法年金の受給者について申し上げますと、退職年金の受給者が六十九万九千三百四十六人でございませうが、最低保障の適用を受けておられる方はおおよそむね一割に当たる七千六百六十七人というところでございませう。旧法年金の場合には、その該当者が二千三百八十五人という数字でございませう。

○岡田(正)委員 今回の公務員の共済年金の額の改定と、それから厚生年金の額の改定とはバランスが保たれておりますか。

○中島(忠)政府委員 厚生年金の場合も三・四％のアップをなさるといふ話を聞いておりますので、バランスはとれております。

○岡田(正)委員 この法律が通つたといひましたし、改定額はいつ支給できますか。

○中島(忠)政府委員 共済年金の支給は年に四回

に分けて行つておりますが、三月、六月、九月、十二月というところでございませう。現在御審議願つておる共済法が今国会で成立させていただきますといたしますと、九月支給ということにならうかと思ひます。

○岡田(正)委員 公立学校共済組合及び警察共済組合の地方公務員共済組合連合会への加入のめどは、現在どのような状況にあるのですか。

○中島(忠)政府委員 昨年の四月一日から一般の地方公務員の共済組合を一緒にいたしまして連合会を発足させていただいたわけでございませうが、この一般の地方公務員の共済組合の中には財政単位として非常な小さいものもございませう。早急にこれについて財政の一元化をする必要があるというところで急がせていただいております。

警察と学校につきましては、それぞれ特定の職域に属する公務員であり、若干一般の地方公務員の小さな共済組合よりもより多くの組合員を抱えておりますので、当時は独立して現在に至つておるわけでございませう。

そこで考え方をいたしましたしましては、連合会に一緒にするのはいかというの先生のお話のとおりでございませう。私たちがそれぞれの共済組合を監督しておりますが、文部省と警察庁の方に今回もお話をいたしました。今回の制度改正のときにひとつ一緒にしようじゃないかという話をいたしました。警察庁の方からは前向きな返事が返つてまいりました。文部省の方も努力をいたしました。おるようでございませうけれども、なお関係方面との調整に時間を要するので、今回は待つてほしいという話でございませう。文部省の方もその必要は基本的に認識されておるといふふうに私たちが思ひます。これからは文部省の方の御努力をお願いしていきたいと思ひます。

○岡田(正)委員 そこで関連をして質問をいたしますが、今お尋ねいたしますと、公立学校共済組合及び警察共済組合はいずれもこれははずすたいの大きなものですね。これが連合会への加入がまだ決まつていない。それから制度改正が、まだこれ

はつるしになつていきますから、いつ決まるのかというところは今ここで予断は許しませんけれども、しかし、その審議が始まつたとした場合に一体これにどう対応するのございませうか。

○中島(忠)政府委員 制度改正の方の改正法案を御審議いただくときにまた詳しく御説明を申し上げます。いろいろ御意見ももちろんだいしななければならぬと思ひますが、制度改正の法案の内容というのは、一言で申し上げますと、連合会に所属する共済組合も、警察共済も学校共済の方も共通して基礎年金というものを導入するということが一点と、そしてもう一つは、やはり給付と負担についての適正化を図つていくという点でございませう。

この二つの大きな改正を行う場合に、警察共済と学校共済が連合会に加入しなければ制度改正ができませんかという点、必ずしもそういうことではございませぬので、現在の制度のままでも御審議をいただいで支障ございませぬので、現在の制度のまま一応御審議いただくといい前提で法案は出させていたでございませう。

○岡田(正)委員 わかりました。いわゆる行革特例法が一年延長されました。共済組合に対する公的負担のカットもさらに一年延長されましたが、それによつてどの程度の影響を受けるのでございませうか。

○中島(忠)政府委員 当初五十九年度までという予定で公的負担の四分の一というものを削減して納めてきたわけでございませうけれども、お話しのように、六十年度も行革特例法によりましてそれが継続されることになつたということとございませう。六十年度の削減額というのは、金額にいたしますと六百三十三億とございませう。五十七年度から六十年度までの額を合計いたしますと、二千五百億とございませう。

○岡田(正)委員 さて、その負担のカット分が二千五百億、約二千億にのなるわけでありますが、これに利子を含めたいきましますと、約二千二百億に近づきますね。来年度利子つきで返済がこれ

は可能でございませうか。

○中島(忠)政府委員 行革特例法の御審議をお願ひして、そのときにも政府の方から答弁申し上げたいと思ひますけれども、その法律の中には、国が国家公務員共済組合に対して講ずる措置に準じて地方公務員共済組合に対しても講じていくということが書いてございませう。したがしまして、国の方はが書いてございませう。

○岡田(正)委員 いわゆる年金の官民格差ということを言われておりますが、この官民格差として指摘をされておる事項は何でございませうか。

○中島(忠)政府委員 一つは年金の算定方式について言われておるのだと思ひます。これはもう先生の方がよく御存じかも知れませぬが、公務員共済につきましましては、基本ルールと連年ルールという二つがございませう。その二つの方法で計算いたしました。類の多い方を選択できるということが公務員共済について行われておることでございませう。年金の場合には、公務員共済で言う連年ルール一本であるということによつて一つございませう。

もう一つは、算定基礎にとらえる額でございませうけれども、厚生年金の場合には平均標準報酬と申しまして、勤務期間中の報酬額の平均をとるといふことが行われておる。公務員の場合には退職前一年間の給料というものをとらして計算していくというのがあるかと思ひます。

三番目は、支給開始年齢について言われるものでございませうが、民間の場合には六十歳支給だ、公務員の場合には六十歳支給といふことで現在法案はできておるけれども、経過期間中でございませう。その他併給調整の話とか、あるいはまた

高額な所得を得る方がやはり年金をもらつておるといふような話もございますが、いろいろそのういふ話が官民格差として指摘されておるのだといふふうには理解しております。

○岡田(正)委員 自治省といたしましては、このよう官民格差論についてどのように考えていらっしゃるか。またその是正の方針はいかがでございますか。

○中島(忠)政府委員 ただいまいろいろ申し上げましたけれども、それを議論いたします場合に、公務員共済の性格というものをよく考えておかなければならないのじゃないかというふうに思っています。

一つは、やはり民間の厚生年金制度と並びまして公的年金制度の一つとしての性格を持つておる、共通した性格を持つておるということがあろうかと思ひますが、他に公務員制度の一環としての性格を持つておるといふことも忘れることができないと思ひます。したがつて、官民格差と言われおる事項の中でも公務員制度の一環として認めなければならぬものもあるかと思ひますが、これからの年金制度の改革に当たりましては、何が公務員制度の一環として国民の合意を得るべき事項であるか、何が官民格差として是正されるべき事項であるかという点を十分議論して是正していく必要があるんじゃないか。公務員共済としては一つの大きな分かれ道に來ているような気がいたしております。

○岡田(正)委員 大臣、これは質問してもいいですか。嫌なら合図してください。

今お答えがありました。それぞれ年金制度で今までやつてきた歴史もあるし、それから官民格差と言ふけれども、中には公務員制度の一環として認めなければならぬものもあるかと考えておる。それは一体何であるかということも大いによく突き詰めて考えていって、国民の納得のいくものにならなければならぬと考へておる。まことに教科書どおり、実に御立派な御返事でございますが、大臣にお伺いしたらもうちよつと違ふのが出

ますか。

○古屋國務大臣 今申し上げましたように厚生年金と公務員共済との差でございますが、公的年金制度であるという色彩を持つておる、それから経過的には恩給というふうな戦前のものからの制度を継いだものであるといふことを考慮すれば、直ちに不適切であるといふふうにはならぬと思ひます。

ただ、制度の総合性とか公平性を確保する観点から、官民格差として指摘されている事項は十分検討いたしまして、制度改正を要する事項については所要の措置を講ずる必要があると思ひます。こういう考へに立ちまして、国会に提出されております。今度これから御審議を願う制度改正案におきましては所要の改正措置を講じておるところでございます。

○岡田(正)委員 地方公務員共済年金の受給者で、年金額の計算上基本方式で算定している者の数、通年方式で算定している者の数、その割合はどのようになつていますか。

○中島(忠)政府委員 五十八年度末の数字を申し上げますと、退職年金の受給者のうちで基本方式によつて算定している者が四十五万一千三百八十七人、六五・二%でございます。通年方式によつて算定している者が二十四万七千九百九十二人、三四・八%でございます。

○岡田(正)委員 といつたしますと、基本方式を採用している者の数が圧倒的に多いと言つてもいいと思ひます。その多い理由といふのは一体何でしょうか。それは有利な方をおとりなさいといふのですから、有利なんです、こう言へば答弁になるのかもしれないが、余りそう簡単なことは言わぬように。

○中島(忠)政府委員 先生よく御存じのように、通年方式と申しますのは定額部分が基礎にございまして、その上に報酬比例部分が乗つておりますので、どちらかという勤務年数の短い方あるいはまた退職するときの給料の低い方はこの通年方式を採用された方が、定額部分が占めるウェ

ートが高いという意味においてやはり有利ではないかといふふうには思ひます。

今先生がお話しになりましたように基本ルールを選択しておる人間が多いんじゃないかということに勤務年数が長くなつてきておる。勤務年数が長くなるに従つて給料が高くなるということになります。通年方式じゃなくて基本ルールを選択された方が年金額が高くなる、そういう傾向がやはり数字にあらわれてきているんだと思ひます。

○岡田(正)委員 年金額改定の費用に關連をいたしまして、共済年金の平準保険料率と拠出保険料率は一体どうなつておるのでしょうか。

○中島(忠)政府委員 昨年の十二月に財源率の再計算を行いました。そのときに平準保険料率というのを算出した。その平準保険料率というのは数理的保険料率に、積立金の不足というのがあるが、その積立金の不足に係る財源率というものもプラスいたしました。出たものを平準保険料率といふわけですが、その平準保険料率をそのまま採用して掛金を出すのではなくして、それに修正率の八〇%を掛けて、今先生がお話になりました拠出保険料率というものを算出したしております。この拠出保険料率というのを一名実行保険料率と呼んでおりますが、八〇%の修正率を掛けたものが拠出保険料率だといふふうには御理解いただきたいと思ひます。

○岡田(正)委員 平準保険料率と実際の拠出保険料との差を、今後どのような方針のもとに是正をしていくのでありますか。

○中島(忠)政府委員 五十九年の十二月に財源率の再計算を行いました。その次にまた財源率の再計算を行わなければならぬが、そのときに今の修正率八〇%を掛けたことによりまして、積立金の不足というのが出てきておりますが、その分を次の財源率の再計算のときに、先ほど平準保険料率を出すときに数理的保険料率プラス積立金の不足を加味した財源率と申し上げましたが、

その積立金の不足に係る財源率というものを出すときに今の修正率八〇%による分を考慮するといふことでございます。

○岡田(正)委員 公務災害を受けた場合に於ける共済組合法による障害年金、遺族年金と公務員災害補償法による傷病補償年金、それから遺族補償年金との併給の調整はどうなつておるのですか。

○中島(忠)政府委員 公務による障害年金といふのは、先生よく御存じのように、その性格からいまして公務によらない障害年金の額よりも高い水準の給付が行われております。そして地方公務員災害補償法から公務員災害補償としての傷病補償年金等が支給されておるわけでございまして、重複する部分が生じますので、災害補償法による補償が行われるときには、公務による障害年金の額のうち給付年額に、一級の場合には百分の三十、二級の場合には百分の二十、三級の場合には百分の十を乗じた額の支給を停止することによりましておられます。

また遺族年金につきましても、災害補償法から遺族補償年金等が支給されますが、その間は公務による遺族年金の額のうち、給付年額に百分の二十を乗じた額の支給を停止することによりまして両者の調整を図るようになつております。

○岡田(正)委員 今回の年金額の改定によりまして増加する費用はどの程度でありますか。また組合員の掛金等に対する影響はどの程度でありますか。

○中島(忠)政府委員 今回の改定によりまして増加する費用は、初年度でございます昭和六十年度は五百四十億圓、平年度で五百八十九億圓という額になります。このうち、いわゆる新法期間に係る分については三者負担とされておりますが、その増加額二百四十一億圓ばかりでございますが、それが掛金率に与える影響は一千分の〇・六六といふことでございます。

○岡田(正)委員 最後に、先般質問いたしました、国民の、まことに社会正義の花ともいふべき学生に対する補償の問題で特別に大臣にお伺いを

申し上げたところでありますが、日にちが余りたつておらぬので、きよう御回答を求めるところはよつと無理かとも思いますけれども、いや、そんなことはない、早速手を打った、こうなつたぞというお答えがあれば、私はきよの委員会はすばらしい委員会として終わると期待をしておるのでありますが、いかがでありますか。

○古屋國務大臣 先般の委員会において諸先生から横浜の事件につきましていろいろの御支援をいただきまして、私も土曜日の朝官房長官に会いまして、要望したメモを出しました。

一つは「今回の事件にかんがみ、現在警察官等に対して授与されている内閣総理大臣特別ほう賞を、一般人に対しても適用できるように検討願いたい。」つまり、警察官とか海上保安官とかそういう人が公務で傷害を受けて亡くなったという場合には総理大臣の特別のほう賞が出るのが閣議で決定をされておりますが、これを一般人に適用できるようにひとつ改めてもらいたい、そういう要望が一つ。それからもう一つは「今回の殉難者に対し、総理府賞勲局に対し、警察庁から叙勲の上申を早急に行うこととして、善処方賜りたい。」という要望をいたしております。

近く回答を得られると思っておりますが、今日の時点ではまだその回答は得ていないのでございますが、できるだけ早くその問題について回答をいただくようにいたしたいと思っております。

なお、負傷者に対しては、私の名前をもちまして感謝状を出すことにいたしております。

○岡田(正)委員 ありがとうございます。最後の、負傷者に対しては古屋自治大臣、いや国家公安委員長から感謝あるいは表彰のさたに及びたいということでありまして、直ちにその行為を行われることを非常に喜んでおるのであります。

ただ、総理大臣の問題であります、官房長官へメモを出された、これは土曜ですよ。土曜に出されて、日曜があつて月曜があつて、きようは火曜ですね。もう既に四日たつていますね。もし

アメリカのレーガンから中曾根さんに電話が入つておつたとしたら、中曾根さんは火曜の晩に至るも返事をしないでしようか。私は、偉い人と偉くない人と差別をしてはいかぬと思う。全国民からひとしく、ばかなことをしたという投書なんかないですよ、本当によくやつた。自分のこと以外だったら、自分の身に火の粉がかかぬものならみんな逃げて回るような風潮のときによくぞやつたとみんなが言つてゐるのに、何でこんなことすぐ答えが出ないのか。少くとも月曜に言つて日曜では無理でしょう。少なくとも月曜ぐらゐには、これは古屋さん、こうするよ、安心してくれというぐらゐの特別の電話が総理から国家公安委員長にあつたつて罰は当たらぬじゃないですか。

もう一つ欲を言つてもうならば、これはそんなことをしたら自民党の株が上がるばかりだから本当はそういうことを言いたくないのですけれども、いわゆる総理大臣の公務員の人の特別の殉職に対する賞じゆつすね、そのこと以外に、本来ならば総理あるいは国家公安委員長が、全国民がこれだけ褒めたたえてゐるのだから、今あなた、野球の選手でも国民栄誉賞をお出しになる時代でございます。それは官邸へ招くなんて失礼なことをしないで、わざわざ足を運んで遺族にあいさつをし、お墓にも参らしてくれと言つてどうして罰が当たりますか。私は、国民が待つてました、これこそ日本人の国民感情に最高に訴えるものがあるんじゃないかと思うのです。ぜひひとつ実行方をお願いいたしまして、私の質問は終わらせていただきます。

○高鳥委員長 これにて本案に対する質疑は結局いたしました。

○高鳥委員長 この際、本案に対し、自由民主党・新自由国民連合、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党・国民連合を代表して、愛知和男君外三名より修正案が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。愛知和男君。

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○愛知委員 たいま議題となりました修正案につきまして、その提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本修正案は委員各位に配付されておられるとおりであります。その要点を申し上げますと、政府原案では「昭和六十年四月一日」と定められております施行期日につきまして、既にその日が経過しておりますので、これを「公布の日」に改めるとともに、これに伴ひまして所要の規定の整備を行うおつとするものであります。

以上が修正案の趣旨及びその内容であります。何とぞ御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○高鳥委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○高鳥委員長 これより討論に入ります。原案及びこれに対する修正案を一括して討論に付します。

討論の申し出がありますので、これを許します。経塚幸夫君。

○経塚委員 私は、日本共産党・革新共同を代表して、昭四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案並びに同修正案に反対の討論を行います。言うまでもなく、地方公務員共済制度は、かつ

ての恩恵的に与えられていた退職年金制度を改め、使用者たる地方公共団体と被使用者たる職員がそれぞれ必要な経費を分担し合い、退職後の生活の安定と福祉の向上を目的とした相互救済の制度であります。この点から見るならば、在職中に必要な経費を負担した組合員が、退職後、みづから生活に必要な額の年金の支給を期待することは当然のこととあります。

ところが、昭和五十八年度は年金の引き上げを凍結し、五十九年度は前年の人事院勧告が六・四七％にもかかわらず引き上げ率はわずかに二％であります。そして六十年度もまた、前年度人事院勧告が六・四％にもかかわらず三・四％と、不当にも半分に圧縮してあります。しかも、年金額の引き上げが凍結あるいは圧縮されているこの間の物価の上昇率は六・九％であるにもかかわらず、年金額の引き上げ率は五・七％と、物価上昇にも満たないものであります。物価スライド、人動スライド制は、退職後の生活の安定、福祉向上を図る上で絶対の必要条件であり、昭和五十七年度まではそうした措置がとられてきたのであります。

今回の改正案は、年金生活者の暮らしを守れないばかりか、人動制度をも形骸化するものであり、認めることはできません。改めて人動どおり六・四％の引き上げを求めまして、討論を終わります。

○高鳥委員長 これにて討論は結局いたしました。

○高鳥委員長 これより採決に入ります。昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案について採決いたします。まず、愛知和男君外三名提出の修正案について採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○高島委員長 起立多数。よつて、愛知和男君外三名提出の修正案は可決いたしました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除いて、原案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○高島委員長 起立多数。よつて、本案は修正議決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○高島委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○高島委員長 内閣提出、参議院送付、地方公務員災害補償法等の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を求めます。古屋自治大臣。

地方公務員災害補償法等の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○古屋國務大臣 ただいま議題となりました地方公務員災害補償法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及びその概要を御説明申し上げます。

政府は、既に、国家公務員の災害補償制度につきまして、人事院の意見の申し出に基づき、国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案を国会に提出いたしておりますが、地方公務員の災害補償制度につきましても、それと同様の措置を講

ずる必要があります。

以上が、この法律案を提出いたしました理由であります。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、遺族補償年金の受給資格年齢の引き上げであります。

遺族補償年金の受給資格年齢を、夫、父母及び祖父母については六十歳以上、兄弟姉妹については十八歳未満または六十歳以上に引き上げるものであります。ただし、当分の間の措置として、職員の死亡の当時、その収入によつて生計を維持し、かつ、五十五歳以上六十歳未満であった夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹は、遺族補償年金を受けることができる遺族とする特例措置を講ずることとしております。

第二に、福祉施設に関する規定の整備であります。

福祉施設の趣旨及び内容を明確化するため、福祉施設に関する規定の整備を行うこととしております。

第三に、年金たる補償の額の改定規定の整備であります。

年金たる補償の額については、国家公務員災害補償制度における年金たる補償の額の改定の例により、当該年金額を改定するものとしております。

第四に、役員の任期の改正及び補償の支給事務の簡素化を図るほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決賜りますようお願い申し上げます。

○高島委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時四十二分散会

昭和四十二年四月一日を「公布の日」に改め、同条中「昭和六十年四月一日」を「公布の日」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第二条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法(次条において「改正後の法」という。)

の規定及び第三条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(附則第三条において「改正後の施行法」という。)

の規定(第三条の三第一項第五号の規定を除く。)

は、昭和六十年四月一日から適用する。

附則第二条中「第二条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法」を「改正後の法」に改める。

附則第三条第一項中「第三条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(次項において「改正後の施行法」という。)

を「改正後の施行法」に改める。

地方公務員災害補償法等の一部を改正する法律案

地方公務員災害補償法等の一部を改正する法律

(地方公務員災害補償法の一部改正)

第一条 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律百二十一号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「受けた職員」の下に「第四十七條において「被災職員」という。及びその遺族」を加える。

第十條第三項本文を次のように改める。

理事長の任期は、三年とし、理事及び監事の任期は、二年とする。

第三十二條第一項中の「各号」を削り、同項第一号及び第三号中「五十五歳」を「六十歳」に改める。

第三十四條第一項第六号中「五十五歳」を「六十歳」に改める。

第四十七條 基金は、被災職員及びその遺族の福祉に關して必要な次の施設をするように努めなければならない。

一 外科後処置に關する施設、補装具に關する施設、リハビリテーションに關する施設
その他の被災職員の円滑な社会復帰を促進するために必要な施設
二 被災職員の療養生活の援護、その遺族の就学の援護その他の被災職員及びその遺族の援護を図るために必要な資金の支給その他の施設

附則第七條の次に次の二條を加える。
(遺族補償年金の受給資格年齢の特例等)
第七條の二 次の表の上欄に掲げる期間に死亡した職員の遺族に対する第三十二條及び第三十四條の規定の適用については、同表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、第三十二條第一項第一号及び第三号並びに第三十四條第一項第六号中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

昭和六十年十月一日から昭和六十一年九月三十日まで	五十五歳
昭和六十一年十月一日から昭和六十二年九月三十日まで	五十六歳
昭和六十二年十月一日から昭和六十三年九月三十日まで	五十七歳

昭和六十三年十月一日から昭和六十四年九月三十日まで
昭和六十四年十月一日から昭和六十五年九月三十日まで

五十八歳
五十九歳

2 次の表の上欄に掲げる期間に公務上死亡し、又は通勤により死亡した職員(夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹であつて、当該職員の死亡の当時、その収入によつて生計を維持し、かつ、同表の中欄に掲げる年齢であつたもの(第三十二条第一項第四号に規定する者であつて第三十四条第一項第六号に該当するに至らないものを除く。))は、第三十二条第一項(前項において読み替へられる場合を含む。)(の規定にかかわらず、遺族補償年金を受けることができる遺族とする。この場合にお

いて、第三十三条第一項中「遺族補償年金を受けることができる遺族」とあるのは「遺族補償年金を受けることができる遺族(附則第七條の二第二項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であつて、当該遺族補償年金に係る職員の死亡の時期に応じ、同項の表の下欄に掲げる年齢に達しないものを除く。)」と、第三十四条第二項中「各号の二」とあるのは「第一号から第四号までのいずれか」とする。

昭和六十一年十月一日から昭和六十二年九月三十日まで	五十五歳	五十六歳
昭和六十二年十月一日から昭和六十三年九月三十日まで	五十五歳以上五十七歳未満	五十七歳
昭和六十三年十月一日から昭和六十四年九月三十日まで	五十五歳以上五十八歳未満	五十八歳
昭和六十四年十月一日から昭和六十五年九月三十日まで	五十五歳以上五十九歳未満	五十九歳
昭和六十五年十月一日から当分の間	五十五歳以上六十歳未満	六十歳

3 前項に規定する遺族の遺族補償年金を受けるときは、第三十二条第一項(第一項において読み替へられる場合を含む。)(に規定する遺族の次の順位とし、前項に規定する遺族のうちにあつては、夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

4 第二項に規定する遺族に支給すべき遺族補償年金は、その者が同項の表の下欄に掲げる年齢に達する月までの間は、その支給を停止する。ただし、附則第六條第一項から第四項までの規定の適用を妨げるものではない。
5 第二項に規定する遺族に対する第四十四条の規定の適用については、同条第二項中第

三十二条第三項とあるのは、「附則第七條の二第三項」とする。
第七條の三 年金たる補償については、基金は、当分の間、自治省令で定めるところにより、国家公務員災害補償法附則第二十二項の規定による国家公務員の年金たる補償の額の改定の例により、当該年金たる補償の額を改定して支給する。

附則第八條第一項中「にかかわらず、この法律の規定の下に(第三十九條の二を除く。)」を加え、「とする」とし、これらの額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを

百円に切り上げるものとする」に改める。
(消防組織法の一部改正)

第二条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十五條の七第二項中「の福祉に」を「又はその者の遺族の福祉に」に改める。

第三条 水防法(昭和二十四年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第六條の二第二項中「又は水防団員の福祉に」を「若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に」に改める。

第四條 消防団員等公務災害補償等共済基金法(昭和三十一年法律第七七号)の一部を次のように改正する。

第一条中の「福祉に必要な施設をすること」を「(以下)被災団員という)の社会復帰の促進並びに被災団員及びその遺族の援護を図ること」に改める。

第七條中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は自治大臣に意見を提出することができる。

第八條第七項中「三年」を「二年」に改める。

第九條の三を次のように改める。

(消防団員等福祉施設)
第九條の三 基金は、市町村又は水害予防組合に代わつて、政令で定めるところにより、被災団員及びその遺族の福祉に必要となる施設の施設(第二十四條において「消防団員等福祉施設」という)をするように努めなければならない。

一 外科後処置に関する施設、補装具に関する施設、リハビリテーションに関する施設
その他の被災団員の円滑な社会復帰を促進するために必要な施設

二 被災団員の療養生活の援護、その遺族の就学の援護その他の被災団員及びその遺族の援護を図るために必要な資金の支給その他の施設
附則
(施行期日)
1 この法律は、昭和六十年十月一日から施行する。
(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の地方公務員災害補償法(以下「新法」という。)(第三十二条及び第三十四条の規定(新法附則第七條の二第一項において読み替へられる場合を含む。))は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)(以後に死亡した職員の遺族について適用し、施行日前に死亡した職員の遺族については、なお従前の例による。

3 新法附則第八條の規定は、傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金のうち施行日以後の期間に係る分については適用し、施行日前の期間に係る分については、なお従前の例による。

4 この法律の施行の際現に地方公務員災害補償基金の理事若しくは監事又は消防団員等公務災害補償等共済基金の役員である者の任期については、なお従前の例による。

理由

国家公務員の災害補償制度との均衡を考慮し、公務上の災害又は通勤による災害を受けた職員及びその遺族に対する災害補償制度に関し、遺族補償年金の支給資格年齢の引上げ、年金たる補償の額の改定規定の整備等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。